

国際協力事業団
中華人民共和国国家経済貿易委員会
瀋陽市経済貿易委員会
杭州市経済委員会

中国モデル都市（瀋陽市、杭州市）
中小企業振興計画調査
（成果普及等調査）

最終報告書

平成14年8月

JICA LIBRARY



J1170052[3]

財団法人 素形材センター
ユニコ インターナショナル株式会社

鉦調工

JR

02-142

中国モデル都市（瀋陽市、杭州市）
中小企業振興計画調査
（成果普及等調査）

最終報告書

平成14年8月

財団法人 素形材センター
ユニコ インターナショナル株式会社



1170052【3】

序 文

日本国政府は、中国政府の要請に基づき、2000年9月から2001年12月に亘り実施した中国モデル都市（瀋陽市、杭州市）中小企業振興計画本格調査から得られた成果と教訓を他都市へも普及活用する為に、中小企業振興計画調査（成果普及等調査）を行うことを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施致しました。

当事業団は、2002年5月から2002年8月まで、財団法人素形材センター 国際協力技術顧問の渡部陽を総括（瀋陽市団長）、ユニコインターナショナル株式会社名誉顧問の三上良悌を副総括（杭州市団長）とし、これら2社の団員から構成される調査団を現地に派遣しました。

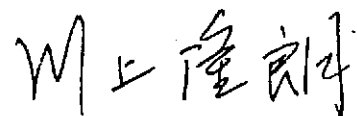
調査団は、中国政府関係者と協議を行うとともに、両モデル都市に対して現地調査を実施しました。帰国後の国内作業によって調査結果を取りまとめ、ここに本報告書完成の運びとなりました。

この報告書が、中国中小企業の発展に寄与するとともに、両国友好親善の一層の発展に役立つことを願うものです。

終りに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

2002年8月

国際協力事業団
総裁 川上 隆朗



国際協力事業団

総裁 川上 隆朗 殿

伝達状

中国モデル都市（瀋陽市、杭州市）中小企業振興計画調査（成果普及等調査）の最終報告書を提出致します。本報告書は2000年9月から2001年12月に完了した本格調査の成果を普及する為のセミナーを実施した結果、および今後これら成果を他都市へどのように活用していくかの提言を纏めたものです。

本セミナーには中国の地方他都市からも多数の参加者があり、中国側及び日本側からの講演やパネルディスカッションを通して、本格調査での提言内容、パイロットプロジェクトの成果について、経験を共有できたものと考えております。

本セミナーの開催とほぼ同時期の2002年6月29日、中国は中小企業促進法を採択し2003年1月1日よりこれを施行することになりました。それら促進法に示されている創業支援、技術改革、市場開拓は両都市調査団が提言している内容であります。今後、中国は自ら如何にこれらを実現していくかが求められることとなります。

本格調査を終えて未だ間もないということもあり、本格調査の提言事項が実行に移され、またそれら成果が出るのは、もう少し時間を要するのかも知れません。しかしながら、本セミナー及びモニタリング調査で得られた成果は中国側から高い評価を受け、これらの成果は瀋陽市、杭州市のみならず中国の他都市の中小企業振興に少しでも参考になるものと思われまます。

本調査の実施にあたりましては、貴事業団、外務省、経済産業省各位の貴重なご指導、ご支援を頂き心より感謝します。また、国家経済貿易委員会中小企業司、杭州市経済委員会中小企業処、瀋陽市経済貿易委員会をはじめ関係機関各位のご協力とご支援に深く御礼申し上げます。

2002年8月

中国モデル都市（瀋陽市、杭州市）

中小企業振興計画調査（成果普及等調査）

財団法人 素形材センター

団長 渡部 陽

渡部 陽

目次

ページ

1. 序論.....	1-1
1.1 調査の背景.....	1-1
1.2 調査の目的.....	1-2
1.3 調査の内容.....	1-3
1.4 調査スケジュール.....	1-6
1.5 調査団員.....	1-8
1.6 連絡先.....	1-9
2. モニタリング調査.....	2-1
2.1 全体総括.....	2-1
2.2 国家経済貿易委員会.....	2-2
2.3 瀋陽市経済貿易委員会.....	2-4
2.4 杭州市経済委員会.....	2-17
3. 成果普及セミナー.....	3-1
3.1 全体総括.....	3-1
3.2 セミナー参加者.....	3-4
3.3 発表原稿.....	3-6
3.4 パネルディスカッション.....	3-10
3.5 アンケート調査内容.....	3-34
3.6 閉会の辞.....	3-39
3.7 工場見学.....	3-40
3.8 セミナーに関する報道記事.....	3-45
3.9 セミナーの講評.....	3-55
4. 本格調査の調査結果を他都市に活用する可能性.....	4-1
5. 今後の課題.....	5-1
5.1 本格調査から得られた教訓と課題.....	5-1
5.2 次のモデル都市プロジェクトへの提言.....	5-7

終わりに

別添資料：セミナー発表原稿

1. 序論

1. 序論

1.1 調査の背景

中国政府は中小企業振興への取り組みとして、中央政府の国家経済貿易委員会に中小企業司を創設し、中小企業振興政策への本格的な取り組みを開始した。同時に、省および市レベルにおいても地域に根ざした具体的な中小企業振興策を立案し、実施していく必要性が高くなっている。こうした背景を踏まえ、国際協力事業団は、中国政府の要請に応じて、2000年9月から2001年12月に亘り、遼寧省瀋陽市および浙江省杭州市をモデル都市として「中国モデル都市中小企業振興計画本格調査」を実施した。

中国モデル都市中小企業振興計画調査においては、当初から、モデル都市である瀋陽市、杭州市で実施した調査から得られた成果と教訓を、これら2都市に留まらず他の地方都市へ普及活用し、更には中国政府の中小企業振興政策に生かすことを想定している。かかる背景のもと、国際協力事業団は中国政府の賛同と協力を得、前回本格調査に関連しモニタリング調査を実施すると共に、本調査の他の地方都市への成果普及を目的とするセミナーを開催することとなった。

1.2 調査の目的

今回調査の目的は、①モニタリング調査の実施、および②セミナーの開催により、前回本格調査で策定した提言内容のフォローアップ状況、工場診断の最近の成果、パイロットプロジェクトの運営状況を調査すると同時に、瀋陽市と杭州市の2都市において策定した中小企業振興策に係る提言内容、工場診断の成果、パイロットプロジェクトの成果をセミナーにて他の地方都市と共有し、パネルディスカッション等を通じて中国における市レベルの中小企業振興モデルとして活用できるか否かを検証することにある。

(1) 第1次現地調査

- 1) セミナー開催に先立ち、前回本格調査で策定した提言内容のフォローアップ状況、工場診断の最近の成果、パイロットプロジェクトの運営状況を調査する。
- 2) セミナーの準備の為に下記を行う。
 - ① 国家経済貿易委員会中小企業司、瀋陽市・杭州市経済委員会を中心とした関連機関を訪問し、セミナー参加者、セミナーの実施細則についての確認を行う。
 - ② セミナー開催準備、およびセミナー運営に係わる業務を実施する再委託先を選定し、選定された委託先と契約を締結するとともに打ち合わせを行い、セミナー実施に支障無きよう準備する。

(2) 第2次現地調査

- 1) セミナーの開催
中国側関係機関と再委託先の協力の下、7月3日杭州之江飯店において予定どおりセミナーを開催した。詳細内容は第3章に記述した。
- 2) 工場見学の実施
7月4日杭州市のアレンジに従い中小企業ネットワークと杭州市食品廠の見学を実施した。詳細は第3章に記述した。

1.3 調査の内容

(1) 国内準備作業

1) 前回本格調査のレビュー

中国モデル都市（瀋陽市、杭州市）中小企業振興計画本格調査の全体的なレビューを行い、瀋陽市および杭州市における中小企業振興政策、パイロットプロジェクトの現状等について、日本国内で可能な情報を入手し整理するとともに、第1次現地調査において、全体的レビューを行う為に質問状を作成し送付した。

2) セミナー準備作業

- ① セミナーの進め方と内容を纏めつつ、セミナーの準備作業を進めた。
- ② また、第1次現地調査に先立ち、カウンターパート機関である国家経済貿易委員会、瀋陽市経済貿易委員会および杭州市経済委員会との協議事項、現地再委託予定業務等を纏めた。なお、中国側と合意すべきセミナーの実施細則を内容とする協議議事録案を作成し、第1次現地調査開始前に中国側に送付した。
- ③ セミナーの実施の内、会場のアレンジを含む外部委託先の選定と委託内容整備を行い、委託先との契約書案を作成した。

(2) 第1次現地調査

1) 国家経済貿易委員会との協議

- ① 上記協議議事録案に基づき、セミナーの詳細を国家経済貿易委員会と協議し、協議議事録を締結した。
- ② 本格調査後の中国政府の中小企業政策の変化について聴取した。（事前に送付した質問状をもとに行った）

2) 瀋陽市との協議

- ① 瀋陽市の前回本格調査の提言に対する各方面からの反応、提言内容の実現化に向けての現況を調査し、特に、工場診断の発展、パイロットプロジェクトの成果とそのフォローアップの状態を調査した。
- ② この調査結果を踏まえ、瀋陽市側の発表内容、発表者、参加者、今後の準備スケジュールについて協議、決定し、瀋陽市側と合意した内容については協議議事録に記載した。

3) 杭州市との協議

- ① 杭州市の前回本格調査の提言に対する各方面からの反応、提言内容の実現化に向けての現況を調査した。特に、工場診断の発展、パイロットプロジェクトの成果とそのフォローアップの状態を調査した。
- ② この調査結果を踏まえ、杭州市側の発表内容、発表者、参加者、今後の準備スケジュールについて協議、決定し、杭州市側と合意した内容については協議議事録に記載した。

4) 現地再委託契約の締結

セミナー開催準備、およびセミナー運営に係わる業務を実施する再委託先を選定し、現地再委託契約を締結した。

5) 工場訪問の準備

セミナー終了後に行う工場訪問の対象となる工場を、前回本格調査中に企業診断を受けた工場の中から選定することとし、調査団と中国側との協議の上、訪問する工場を決定した。

(3) 第1次国内作業

1) セミナー講師等の選定

セミナーの内容は、第1次現地調査において、国家経済貿易委員会及び両市の経済委員会との協議で確定された中国側講師を考慮し、日本側講師の選定を行い、発表する講師、パネルディスカッションにおけるパネリストおよびモデレーター、開会の辞、閉会の辞、レセプション等でのスピーチを行うスピーカーの選定を行った。

2) 発表原稿の取りまとめおよびパネルディスカッションの準備

発表原稿を取りまとめると同時に、パネルディスカッションの進め方について、日本側でパネリストおよびモデレーターとの打ち合わせを行った。

3) セミナー配布資料の作成

セミナー配布資料を和文と中文で作成した。セミナー配付資料は、セミナープログラム、講演者リスト、講演原稿、パネルディスカッションの要旨、アンケート用紙等に、加えて別添資料として前回本格調査の最終報告書中国語要約版（瀋陽市、杭州市）をつけた。

(4) 第2次現地調査

1) セミナーの開催

セミナーの直前準備および運営業務を行う現地再委託先の業務監理を行いつつ、セミナーを開催した。

2) セミナーでの発表

セミナープログラムに従って、各講演者より講演を行った。また、パネルディスカッションにおいてパネリストの発表と会場からのアンケート調査に対する意見・質問について回答を行った。

3) プレス・コンファレンス

杭州市側が選定した中国側報道機関（新聞・テレビ）と調査団が依頼した共同通信上海支局に対して本調査の意義と内容について説明を行った。

4) 工場訪問の実施

杭州市側で選定した中小企業ネットワーク及び杭州市食品廠の見学を7月4日に実施した。

(5) 第2次国内作業

1) 最終報告書の作成

第1次現地調査の結果および、第2次現地調査時のセミナー開催に係る発表内容、パネルディスカッションの討議内容、質疑応答、出席者リスト、アンケート結果とその分析内容、セミナー配布資料、セミナーに関する報道記事原文と翻訳文、前回本格調査の調査結果を市レベルの中小企業振興モデルとして活用できるか否かに関する調査分析、調査団によるセミナー講評を盛り込んだ最終報告書を作成し、事業団に提出した。

1.4 調査スケジュール

現地調査を第1次と第2次に分けて実施した。全体の日程については次頁の調査団工程表に、またセミナープログラムについては第3章3.1に示す通りである。

セミナーは7月3日に杭州之江飯店において行われた。

国家経済貿易委員会中小企業司王副司長の開会と中国中小企業政策の説明に始まり、経済産業省九州経済産業局産業部中小企業課・古賀課長による日本の都道府県における中小企業政策の説明があり、コーヒープレーク後に瀋陽市中小企業振興計画調査内容について渡部・小山が、杭州市調査内容については三上・高田が説明を行い、午前中のセミナーを終えて昼食をとった。午後は瀋陽市経済貿易委員会馬副主任から瀋陽市中小企業振興計画の内容、杭州市経済委員会陳副主任の挨拶、杭州市食品廠鄭工場長から工場診断の成果が報告された。午後のコーヒープレークの後でパネルディスカッションを行い、最後に日本国際協力事業団中国事務所・加藤次長から閉幕の挨拶があり、セミナーを終えた。コーヒープレーク及びランチタイムに各講演者に対するアンケート調査を実施した。これらへの回答はパネルディスカッションにおいて行われた。それぞれの内容は3、4、5章に記述する。

翌7月4日には、杭州中小企業サービスセンターに設置されている中小企業ネットワークを見学し、その後、杭州市食品廠を見学した。

調査団工程表

第一次現地調査

日 程			調査内容
1	5月29日	(水)	移動
2	5月30日	(木)	瀋陽市と協議・モニタリング
3	5月31日	(金)	瀋陽市と協議・協議議事録締結
4	6月1日	(土)	団内協議
5	6月2日	(日)	移動
6	6月3日	(月)	(午前) 経貿委と協議 (午後) JICA事務所・大使館との協議
7	6月4日	(火)	(午前) 科技部との協議 (午後) 経貿委と協議・協議議事録締結・移動
8	6月5日	(水)	杭州市と協議・モニタリング
9	6月6日	(木)	杭州市と協議・協議議事録締結・再委託契約
10	6月7日	(金)	セミナー準備・工場訪問準備
11	6月8日	(土)	セミナー準備
12	6月9日	(日)	団内協議
13	6月10日	(月)	セミナー準備・工場訪問準備
14	6月11日	(火)	再委託先とのセミナー準備打合せ
15	6月12日	(水)	移動

第二次現地調査

1	6月30日	(日)	移動
2	7月1日	(月)	移動 再委託先とのセミナー準備打合せ
3	7月2日	(火)	杭州市と協議・セミナー準備
4	7月3日	(水)	セミナー開催
5	7月4日	(木)	工場訪問
6	7月5日	(金)	経貿委・杭州市・瀋陽市とセミナー総括
7	7月6日	(土)	移動

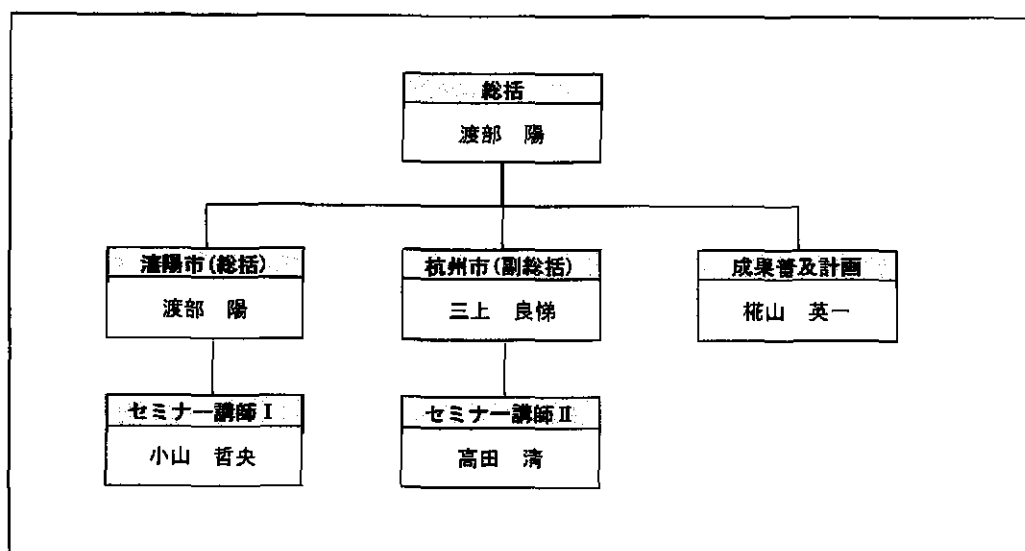
1.5 調査団員

本調査の調査団員・構成は以下の通りである。

業務従事者ごとの分担業務内容

氏名	所属	担当	業務内容
渡部 陽	(財)素形材センター	総括	1) 総括 2) 第1次現地調査で国家経済貿易委員会および瀋陽市と打ち合わせ、セミナーでの講演内容と講師を決定する。 3) セミナーで瀋陽市の調査内容の概要を説明する。
三上 良悌	ユニコインターナショナル(株)	副総括	1) 副総括 2) 第1次現地調査で国家経済貿易委員会および杭州市と打ち合わせ、セミナーでの講演内容と講師を決定する。 3) 杭州市でのセミナー・工場見学の調整を行う。 4) セミナーで杭州市の調査内容の概要を説明する。
栂山 英一	ユニコインターナショナル(株)	成果普及計画	1) 第1次現地調査及び第2次現地調査の準備 2) 第1次現地調査で訪問先との協議議事録作成 3) セミナー実施のための外部委託先の選定、契約 4) セミナー及び工場見学の円滑な運営 5) 各種報告書作成
小山 哲央	(財)素形材センター	セミナー講師Ⅰ	1) 第1次現地調査で瀋陽市とセミナー開催について打ち合わせる。 2) セミナーで講師として講演をする。
高田 清	富士テクニサーベイ(株)	セミナー講師Ⅱ	1) 第1次現地調査で杭州市とセミナー開催について打ち合わせる。 2) セミナーで講師として講演をする。

調査業務従事者の体制図



1.6 連絡先

国際協力事業団

連絡先 : 鉱工業開発調査部 工業開発調査課

住所 : 〒151-8558 渋谷区代々木 2-1-1 新宿マインズタワー8階

TEL : (03) 5352-5288

FAX : (03) 5352-5326

調査団業務全般連絡窓口

連絡先 : 財団法人 素形材センター

住所 : 東京都港区芝公園 3丁目 5番 8号機械振興会館 201-3号

電話 : (03) 3434-3907

FAX : (03) 3434-3698

2. モニタリング調査

2. モニタリング調査

2.1 全体総括

(1) 本調査の中国側評価

国家経済貿易委員会、瀋陽・杭州両市の関係者を訪問時、“瀋陽・杭州両市で実施された中小企業振興計画調査”は、優れたものであるとの発言があった。また、セミナーでも中国側の発表者より同様の説明があった。本格調査が中国側で評価をうけたことが確認された。特に本格調査が、政策提言だけではなく、工場診断やパイロットプロジェクトを伴っており、これらの実績が本格調査の成果を高めることになったと考える。即ち、瀋陽市および杭州市で創設された中小企業ネットワークは順調に運営され、内容も充実されていることが確認された。また、工場診断に関しても両市関係者から極めて有効であった旨発言があった。

(2) 中国における中小企業政策

中国の中小企業政策は“小は放つ”という放任政策から積極的な振興政策に進みつつあり、『中華人民共和国中小企業促進法』が、2002年6月29日、中華人民共和国第9期全国人民代表大会常務委員会第28回会議において採択され、2003年1月1日から施行することになった。

(3) 関係機関から聴取した内容

国家経済貿易委員会、瀋陽市経済貿易委員会、および杭州市経済委員会に対しては、事前に質問状を提出し、訪問時に回答を求めることとした。それぞれの内容については後述のとおりである。但し、杭州市では、本格調査に関係していたメンバー（市長、副市長、経済委員会主任と副主任、中小企業処処長、中小企業サービスセンター所長など）がすべて入れ替わって新しいメンバーになった直後であり、新任者は前回の本格調査内容とその後のフォローアップについて熟知しておらず、元の中小企業処処長や副処長に短時間を割いてもらい話を聞いたが内容は限定されたものであった。

2.2 国家経済貿易委員会

日時： 6月3日

中国側出席者： 田主任、廉莉

田主任より本調査が極めて有効であったとの説明があり、セミナーに関しては調査団の提言に賛成の意を表された。田主任の発言要旨は以下の通りである。

(1) 中国側セミナー出席者

- 瀋陽市、杭州市を入れ40名の予定。内、瀋陽市からは4名、杭州市からはこれより多数が参加予定。また、国家経貿委からは中小企業司および同外事処から計5名を予定。衛東司長の参加を検討中。
- 他都市からは15省市の経貿委、中小企業サービスセンター主に、地域は東部、中部、西部のバランスを考え選定する。

(2) セミナーの内容

- 調査団の提案プログラムに異存なし。
- 工場見学は出来れば終日行う方が良い。ボールペン工場は訪問対象先として良いと思う。
- セミナー運営について、現地民間コンサルタントへの再委託する件了解。委託先選定に際し、杭州中小企業処と充分打ち合わせの上、決定し、結果を中小企業司に連絡のこと。

(3) 次の2都市への展開

- 基本的に継続を希望する。
- 本年度実施の場合、要請の申請期限が8月末であること了解している。
- 次の2都市をどこにするかについては、杭州セミナーに参加し希望の強い都市から選びたい。

(4) 調査団の質問に関する回答など

- ① 中小企業促進法

- 中小企業促進法案の準備は順調。6月の常任委員会で決定の予定。（その後6月29日に採択された。）
- 内容はマクロ的なものであり中小企業専門の基金の設立が盛り込まれている。
- 中小企業の定義について、同法では国務院が別途定めるとなっている。

② 中小企業向けネットワーク (<http://www.china.smb.gov.cn>)

国家経貿委中小企業司が監理する中小企業向けネットワークのパンフレットを受領。内容は基本的に2001年9月と大きな変化はない。ハイテク産業のネットが充実し全国ネットが形成されている。また、瀋陽市、杭州市は特別に中日中小企業合作プロジェクトモデル都市と指定されていること、その他中小企業サービス体系都市として上海、深圳、青島、ハルビン、成都など10都市が指定されている。

③ 中小企業の重要課題

田主任より、中小企業振興する上での課題として次の3点が重要との指摘があった。

- a) 官民中小企業支援組織の構築
- b) 人材育成 (Capacity Building)
- c) 中小企業の技術力向上

2.3 瀋陽市経済貿易委員会

2.3.1 概要

第一次現地調査の5月29日から5月31日の3日間モニタリングを行った。瀋陽市経済貿易委員会の周到な準備によって多くの情報が得られた。

まず、本格調査が行われた期間に瀋陽市の中小企業は大きな発展を遂げたことが挙げられる。本格調査期間の1999年に対する2001年の主要増加指数は次の通りとなっている。

	増加率	全市に占める中小企業の割合
工業生産高	26%	46%
売上利益	250%	48.5%
納税額（上納利潤含む）	17.6%	46.2%

モニタリング結果を総括すると以下の通りである。

- (1) 2001年9月以降の進展は中小企業処が局になり、中小企業サービスセンターを中核としたプラットフォームがほぼ構築された。特に中小企業サービスセンターの活躍が目覚しい。
- (2) 中小企業サービスセンターに続き情報センターも株式企業化された。
- (3) 中小企業信用担保センターの実績は予想以上に著しいものがあった。全国ベスト10入りが期待されている。
- (4) 区レベルの中小企業サービスセンター、信用保証担保センターは9区が設立され、設備も新たに建設され、活発な活動を始めている。
- (5) その後の変化として創新技术支援への重点指向が見られる。
- (6) DFID はあと1年の支援、世銀の新たな中小企業プロジェクトの開始によって中小企業サービスシステム強化はこれからも継続される。日本からの協力も強くなる。主要カウンターパートは当初から代わることなく継続性を持っていることは瀋陽市中小企業振興の自主的発展にとって好ましいことである。

次にモニタリング結果を課題別に述べる。

2.3.2 振興政策・法制度

- いよいよ中小企業基本法が制定される運びとなった。過去2回委員会で審議され、6月末第3回の審議が終われば7月の全人代常務委員会で公布される見込みである。既に国家経貿委から草案の検討を市政府は依頼されている。民営経済発展工作委員会が「民営経済発展のための若干の意見」を瀋陽日報（2002年3月23日）に発表した。これによってこの法案の内容がわかる。

同法はマクロ的な観点から策定された法律で、中小企業の定義は国務院が別途定めると記載されている。また、専門基金の設立が規定されている。

注：その後の6月29日中小企業促進法は可決され実施は2003年1月となった。

- 瀋陽市経貿委は投資基金に大きな関心を持っている。
2002年10月、瀋陽市においてEU主催のVenture Capital Forumという国際会議が開催される予定。中国はこの分野の経験に乏しく日本の技術移転を希望している。この会議は外資導入、ハイテク産業の発展促進を目的としている。

注：瀋陽市は、最近、投資基金の関心を惹くようになった。調査団の提言した8つのマスタープランのうち3提言は投資基金とベンチャービジネスに係わるものである。

● 民営化の推進

国有中小企業は年内に70%を所有転換し、50%を民営化する。国有企業は基本的になくなる方向である。中小企業の民営化の遅れは次の問題に起因している。

- ① レイオフが簡単に出来なく従業員の配置が難しい。
- ② 民営化は政府の財政負担、産権センター、従業員持株、区への移管によって行われている。

中小企業支援のための財政状況

市は、人材育成のために財政から予算措置をしているものの、運営はどんぶり勘定

で行われているのが実情である。中小企業支援のための予算は現在は確保されていない。プロジェクト、研究開発のための予算措置は取られている。

2.3.3 体制及び組織

今回のモニタリングで、瀋陽市に中小企業支援のプラットフォームが確立されたことが確認された。調査団の提言とパイロットプロジェクトなどを通して具体化が促進されたもので、JICA プロジェクトの大きな成果といえる。この支援システムの基本方針は以下の通りである。

- 1) 政府機関はリストラにより最小限の規模とする。
- 2) 市の中小企業の直接支援は株式化された機関とし、市場原理に沿った機能とする。
- 3) 最も中小企業の現場に近い支援を行うため各区にサービスセンターを設置する。

支援体系は次のサブグループに分ける。

- 1) 市レベルと区レベルの政府行政管理支援グループ
- 2) 直接支援グループ
JICA が直接支援したグループ
- 3) 技術創新サービスグループ

2002年9月以降編成したグループで図2.2に示すような14の機関から成る。

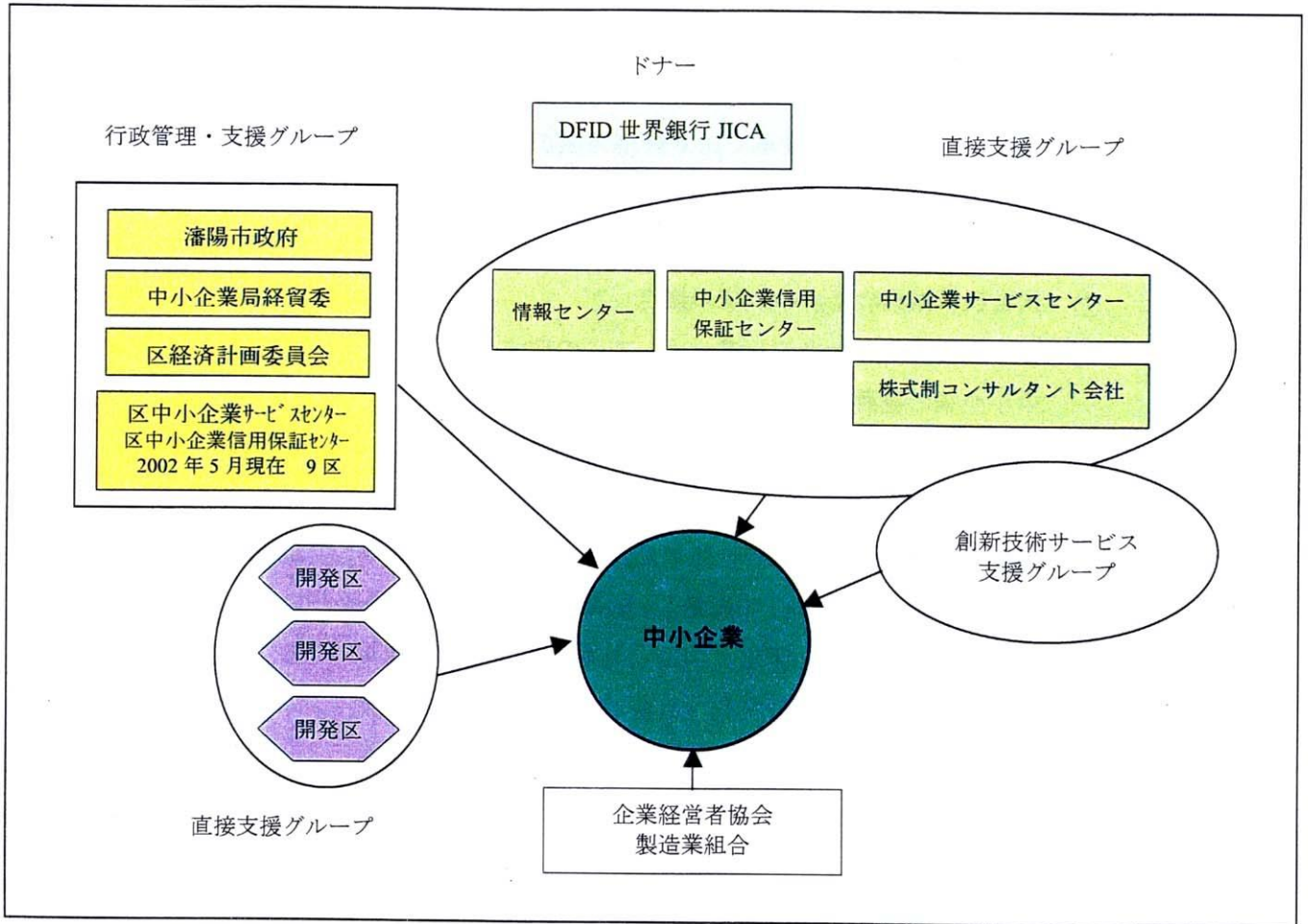


図 2.1 瀋陽市の中小企業支援体系図（2002 年 5 月現在）

瀋陽市企業技術創新促進会	瀋陽市高新技术企業協会	瀋陽市産学研連合發展工程弁公室
瀋陽市企業技術創新サービスセンター	瀋陽市企業技術創專家委員会	瀋陽市省エネ技術サービスセンター
瀋陽市製品品質監督検査所	瀋陽市標準化協会	瀋陽市企業技術創新研展応用基地
瀋陽市中小企業担保センター	遼寧輔龍科技發展有限公司	瀋陽市技術交易所
瀋陽市総工会技協	瀋陽現代企業諮詢有限	

図 2.2 瀋陽市技術創新サービスグループ（モニタリング時に入手した資料）

次に主要機関のその後の経過を述べる。

(1) 中小企業局

2001 年、年末の機構改革で民営経済発展工作委員会と集体企業弁公室が合併して 2002 年 1 月末に発足した。経済貿易委員会系統ではあるが独立している機関である。

この機関の使命は

- 1) 民営経済振興のための政策の策定
- 2) 中小企業発展のための指導マニュアルの作成

中小企業の発展に適した分野を指導する。

中小企業のための産業政策構造改革を策定する。

である。

民営経済発展工作委員会の主任が局長になった。現在の中小企業局は正式社員 28 名と 3 名の作業員の計 31 名、1 局長、1 副局長からなり 4 つの課と室がある。

中小企業局が本年から新たに開局した中小企業向け情報ネットワーク瀋陽中小企業服務平台網は民営経済発展工作弁公室のネットをキャリアオーバーしている。民営企業サービスセンターの 8 名が担当している。

(2) 中小企業サービスセンター(瀋陽市現代諮詢有限公司、SYMBAC)

特に組織・体制上の変化はない。ただし DFID の支援はあと 1 年を残すのみとなり、その後の瀋陽市政府の支援については今後協議されるとのことである。

(3) 情報センター

株式化が行われ、支援の継続性についての懸念はやわらげられた。即ち、JICA パイロットプロジェクトにおいて、ソフト開発とハードの調達に協力した北京の輔龍社が瀋陽支店を設立し、情報センターの機能をこの中に設置し商業ベースの組織となった。

北京の輔龍社は、JICA パイロットプロジェクトにおいて基本設計及びアプリケーションソフトの開発を委託した企業であり、かつ国家経貿委の全国ネット中国技術創新信息网を開発した。ネットは全国 47 箇所に拠点(サブネット)を持ち、瀋陽市を例に採り上げれば遼寧網、更に下部の瀋陽網が稼動している。

遼寧科技發展有限責任公司是、資本金 100 万元で輔龍社が 80%、情報センターが 20% 出資し総経理は JICA 調査団のカウンターパートで情報センター副主任であった鐘堅氏である。

情報センターの主な業務は次の通りである。

- ① 中小企業の技術サポート、メンテナンス
- ② ソフトウェア開発
- ③ 電子商取引の支援
- ④ サーバーの委託管理
- ⑤ JICA と合作で建設したポータルサイトの管理、メンテナンス

同社の下部に瀋陽市海洋知能産業有限公司が設立されている（総経理 李文命先生）。社員は 32 名で 80% はエンジニアである。本センターは中小企業創新技術サービスセンターを担当している。（図 2.2 参照）

(4) 瀋陽中小企業信用担保センター

組織、体制上の変化はなく、DFID の支援があと 1 年で終了することになっている。次に述べるように区レベルに 9 箇所の信用担保センターが出来たが、まだ力不足で本センターの役割は大きい。

(5) 区レベルの中小企業サービスシステム・信用担保センター

瀋陽市では 13 の区のうち、2001 年 9 月に初の区レベルの信用担保センターが設立されたが、現在では 9 区に信用担保センターと中小企業サービスセンターが設立されるという大きな展開が行われた。区のシステムは、信用担保センターと中小企業サービスセンターがペアになっているのが特徴である。

2.3.4 調査提言のフォローアップ

「中小企業支援システムの構築と育成」「パートナーシップ活動による中小企業の活性化」はマスタープランの最重点であったが、以下のように担当 4 部門の活動は順調であった。

(1) 中小企業サービスセンター

本センターは次の 5 つの業務を行っている。

- 1) 現場でのコンサルタント業務
- 2) 企業診断
- 3) 企業の長期事業計画策定支援

- 4) 国際ビジネスの仲介
- 5) F/S やビジネス計画の作成

その他 DFID の指示で次の業務も追加された

- 6) 情報 (IT) 提供サービス
- 7) ISO 9000、及び関連した品質保証のコンサルティング

何故本センターが瀋陽の難しい環境の中で頑張り続けるかと言えば、一つには DFID の支援があることに加え、JICA 調査団から学んだ点も大きいと評価されている。

また、調査団のアドバイスによって広報活動に力を入れている。即ち TV で瀋陽中小企業サービスセンターの業務や干波総経理の活躍が取材され放送された。(今回映像を VDV で入手)

瀋陽中小企業サービスセンターの HP を公開し、業務の拡大に努力している。

今年 5 月 20、21 日に北京で中小企業の日が開催され全国から吉林、遼寧、杭州、香港等の都市 80 地区が参加した。社長の感想は「瀋陽の中小企業サービスセンターは、組織としては他よりも進んでいるが、北京などに比較して、彼らは早く設立されたので、顧客数や業務の質は遅れていると思った」である。

顧客のデータベース作成を推進しており現在 300 社に達した。

現在実際に取り組んでいるプロジェクト

- 1) 中国は世界の工場と言われているが、瀋陽は装備製造業の基地に位置付けられ、その整備に向けての戦略計画を作成する。
- 2) 中小企業管理システムの設計案作成
イギリスと北京の会社と(財)素形材センターで共同作業を行っているが、近日中にドラフト案が完成する予定。
- 3) EU は人材育成の目的で今年の 9 月瀋陽で国際 VC の交流会を行う。そのための、瀋陽の企業の資料を提供する。
- 4) 情報収集業務
日本のインターネットから日本の情報をチェックしている。
担当者：李慶姫 (パイロットプロジェクト中に日本とのパートナーシップ活動のため日本語翻訳、通訳のできるスタッフとして雇用された)

(2) 情報センター

日中協力で出来たネットは2001年9月以降正常に稼働している。瀋陽市経貿委はこのネットを重視し発展を望んでいる。

- 1) HP：掲載ソフトを使って中小企業100社のHP作成を行うという目標の内、2001年9月に38社出来ていたがその後22社追加した。
- 2) バージョンを1から1.2にアップした。
- 3) 瀋陽市経貿委は中小企業局が作成した中小企業ネットワーク、中国技術創新信息网とのリンクを決定した。

(3) 瀋陽中小企業信用担保センター

現状と問題点

- 1) データベースは10日毎に変更している。
- 2) 2002年5月20日までの実績は、顧客数は162社、信用保証の担保は4980万元、融資額は1億元に達した。調査団が最初に当センターを訪問した時は6社であった。
- 3) 銀行との関係では企業に対する審査能力を拡大している。
2001年8月までは18社であったが、その後、新規顧客が145社増えた。
- 4) 資本金増加
DFIDの資金は5回に分けて出資する予定が2回で承認され、518万元になり、増加額は318万元で合計2,500万元になった。
- 5) 銀行との提携
当初の17社から現在は162社に増加し、融資額は5,000万元となった。然し、銀行との提携は、全面的な信頼を得ている訳ではない。即ち、
 - a) 銀行は中小企業への貸付に対し抵抗感を抱いている。
 - b) 担保の資本が1億元以上あれば交渉し易いが、その点、決して順調とは言えない。

このように厳しい環境にあってこの実績を上げられたのは、組織、運営、人材が優秀であったからである。

キャッシュフロー経営や資金繰りの指導についても企業へ積極的に紹介している。中小企業処から依頼を受け、当センターからJICAが主催した天津の管理者研修セミナーに参加した。21日間にわたり瀋陽、杭州の企業経営者や銀行を含めて70名が参加した。泊り込みの合宿研修は提携銀行の銀行マンも参加して、企業経営者との交流は非常に良かった。何故ならば、銀行は中小企業に対する偏見を持っているので、この偏

見を取り除くのに効果があった。また信用担保センターとの提携は、銀行の焦げ付きを防止するのに大きな力になっている。

高総経理のところには、経済貿易委員会から講演の依頼がしばしば来るようになった。テーマは経営管理や中国の WTO 加盟後の影響について等である。

(4) 区レベル中小企業サービス支援

調査団はパイロットプロジェクト期間にモデル区である大東区を集中的に支援した。当時は、今後、区に指導的な人材が集まるか否かを懸念したが、今回のモニタリングで優秀な人材が多く投入され、必要な設備投資も行われ見違える状況であった。

サービスセンターは調査団の提言のようにワンストップサービス、相談室、情報提供が主体で情報提供はインターネットを活用し、IT 教育のため専門家の教育も行っている。ホームページ作成指導には JICA の提供したツールが活用されている。

1) 和平区

2001 年 9 月にワンストップサービス設備を完成させた。18 の窓口で 12 件の手続きが簡単に行われる。ワンストップサービスの要員は 20 名である。中小企業サービス要員は 6 名であり、サービスを行った件数は 1999 年 349 回、2000 年 1,349 回、2001 年は 19,051 回と急増している。

情報はワンストップホールで誰でも閲覧できるようになっており、情報の収集はホームページからダウンロードしたり、人材情報も利用できる。

10 社に対してホームページ作成の手助けを行った。(JICA 提供のソフトを活用)

52 社の法律事務所と提携しており法律コンサルティングを行っている。経済環境の整備・最適化を行っている。

行政機関に対してアンケートを実施した。2000 部配布して 627 票を回収したが 191 は書面の意見がついており 17 箇所の政府機関などにフィードバックした。

信用担保センターは銀行と中小企業の仲介を行っており、相談室には 1 日 150 人程度の訪問者があり、弁護士 1 名を含む 2 人で対応している。相談内容は会社設立に関するものが最も多く、情報の提供もある。但し、税務に関する相談は受け付けていない。

企業からは一般に企業診断は好まれないことが多く、本調査でも大学の先生を加えたがそれでも歓迎されなかった。理由としては役所の干渉を受けたくないという企業側の心理が窺える。

今後の計画は以下のとおりである。

- a) ワンストップサービスをより一層完備して事務処理の効率向上を図る。
- b) サービス機能の更なる活発化を図る
- c) 企業の信用保証を高める。

信用担保センターは資本金 300 万元である。20 社の企業から 7 社を処理し、現場を調査中である。

2) 大東区

サービスセンターは 2002 年 3 月に設立され大東区経済委員会に置かれ 10 部門に 13 名の要員が配置されている。スタッフは単科大学以上の学歴を持つ。(経済委員会は 130 名で調査団の対応をした姚副主任が主任となった)

大東区では、a) 政府によるよりよい環境の提供、b) 政府は金融面でサポート、信用担保センターを活用することを目標にしている。

同センターの業務内容は情報コンサルタント、人材交流サービス、海外投資センター、法律、区の企業家協会、産権投資、有限公司設立等各種支援サービスを行っている。

現状の問題点として下記が挙げられる。

- a) 企業の市場へのアクセスの困難さ
- b) 各企業形態の発展
- c) 産業構造調整時の問題
- d) 業界協会設立の問題

特に企業家協会へのサービスは喜ばれている。納税への政策、優遇税制などがその具体例である。大型企業 62 社、中小企業 130 社からなり、メンバー間の交流を図っている。副理事長がセンターのスタッフになっている。コンサルティングは定期的なコースを持っており瀋陽大学などから外部の資格者に依頼している。中央から 10 名を招聘し市政府トップ幹部クラスを対象としている。また、渤海工業区発展フォーラムを開催し、600 元の会費を徴収したにもかかわらず 600 人もの参加者があった。

和平区の信用担保センターは 2001 年 9 月から 7 件処理し 3 社を市に提出した。同センターの登録資本金は 700 万元となっており、その内訳は市が 100 万元、区が 200

万元、担保センターが 400 万元となっている。問題は国有を買収した民営企業である。現在資本金の不足、担保機能がない、信用機能が不足するなど問題を抱えている。まだ発足したばかりで発展はこれからの努力にかかっている。対策として株式会社銀行と民間銀行との協力、会員制の活用が考えられる。

2.3.5 パイロットプロジェクトの運営状況

パイロットプロジェクトは所期の目的を達成し、今後は調査団の構築した中小企業支援のプラットフォームをベースとして瀋陽市の自助努力と DFID, 世銀の支援を得て発展することが期待される。

(I) 成果

1) パートナーシップ（仲介業務）

企業診断の長期相談を 3 社（日本企業）と契約している（注：恒星セメントなど JICA 調査団のビジネスマッチングの成果）

- A) 大東製機一禹環保工程有限公司（何れもモデル企業）との合作仲介は紆余曲折があったが遠赤外線乾燥機についての販売代理店の設置検討段階に至っている。中国側企業から僅かであるが仲介料（人材派遣費用）の収入を得た。
- B) 恒星セメント（モデル企業）と日本専門家とのプロジェクト
コンサルタント契約には至らなかったが、仲介業務の機縁から中小企業サービスセンターは同社と ISO 9000 の 2000 年版等指導の長期契約を締結し優良顧客となった。
- C) 瀋陽市は自動車部品産業振興を中小企業振興の重要な目玉としており、調査団も裾野産業の育成、部品技術の集約化の点で提言を行っている。BMW の生産は漸く国家企画委員会国際弁公室が瀋陽市での生産を許可したので実現は時間の問題となった。2002 年 3 月日本自動車部品工業会代表が瀋陽市を訪問した
が瀋陽市は自動車部品産業を中小企業振興の突破口として期待している。
- D) 各種展覧会、展示会に参加して情報の収集

JETRO の展示会にも 2 人参加するなど JETRO、JODC 等日本の協会とも交流している。

今後の業務の発展の方向として、次のことが考えられる。

- A) 企業の国際ビジネスの仲介業務、ネット情報の活用

- B) 海外との仲介機能と交流に注力
- C) 企業の経営管理、指導を推進する
- D) 調査団の技術移転をした F/S 作成の為の CONFARIII については、未だ使うプロジェクトが無いとの事であった。次の VC では必要になると提言した。

2) 情報ネットワーク

担当部署の機構改革で、ネットワーク活用業務がやや停滞していた感があるが、2001年9月以降の改善が見られる。例えば区とのリンクが行われた。アクセス数は約34,000で昨年より大幅に増えた。杭州の55万には及ばないが一般情報伝達を主目的にしていないため、妥当な数字であると考えられる。これからの発展が期待される。

現在3つの中小企業情報ネットワークがあり、これらの間のリンク、あるいは内容の統合が必要であり、中国側も検討するとのことであった。

2.3.6 今後の課題

- JICA の調査で中小企業支援体系が出来たが、これからは重点項目実施のための具体的方策の研究が必要である。このため瀋陽市は JICA プロジェクトのフォローアップを希望している。
一方、世銀は JICA プロジェクト開始前に中小企業振興戦略というテーマで調査する予定であったが JICA がこのプロジェクトの内容を達成したため取り下げ、中小企業振興体系の整備というテーマで実施することになっているとのことである。内容としては日本の中小企業制度を参考にするため、今後、日本との協力の可能性がある。
- 中国では中小企業振興と唱えられているが実際には余り内容がない。
瀋陽市で今後重点をおく分野は中小企業内部管理の強化、企業が必要な融資が受けにくいという問題の対策と人材開発である。
- 瀋陽市で JICA の支援で建設された中小企業ネットワークは中小企業への情報提供の他に企業教育（ワンストップホームページの提供、キャッシュフロー経営教育ソフト）ビジネスマッチング支援機能を持っている。
中国の一般の中小企業ネットワークは情報提供機能であり、瀋陽市のネットは他の2つの機能を備えている点が一般と異なる。今後、これらの有効な成果を挙げるための特別な対策が必要である。

2.3.7 企業診断

(1) 中小企業サービスセンター

同センターは瀋陽市経済の立ち遅れは企業経営理念や経営者等の人材に問題があり取引が遅い、決定の遅れなど経営を阻害していると判断している。このため企業診断・指導を最重点としている。

特に日本の調査団から学んだ現場主義は、当初は理解できなかったが現在その意義の大きさに気づいている。

現在の診断活動状況

- ① コンサルティング業務の具体的進捗状況は、市場が成熟していないため活動が制限されている。
- ② 先ず、率先して同センターが国内初の ISO9000 認証取得コンサルティング会社となるべく努力をしているが、認証取得には未だ時間が掛りそうである。
- ③ データベースに登録している企業へのサービスを行っている。
- ④ 定期的にセミナーを開催して新規企業の開拓を行っている。
- ⑤ 日本の診断書の翻訳

日経文庫「企業診断の実際」（宮崎一紀著）：李慶姫女士によりほぼ翻訳を終わり著者の承諾を得る予定である。

- ⑥ 太平洋人材開発交流センターの瀋陽市における中小企業向けセミナーの開催
JICA 北京事務所、JICA 本部地域担当課の依頼によって調査団が同センターの瀋陽市におけるセミナーについて情報提供、モデル企業の推薦などについて協力した。本プロジェクトは科技委生産力促進センターの担当する人材開発と経貿委担当の中小企業振興計画調査との初めての連携という点で規模は小さかったが意義があった。

瀋陽市訪問は 10 月 13 日でセミナーは座学中心であったが、同センターはモデル企業瀋陽市中小企業サービスセンターも訪問した。

- ⑦ 日本専門家派遣要請
具体的に診断企業名約 20 社を指定し、診断指導のため JICA に対し長期専門家（1 年）の派遣を要請している。別途科学技術部の智力基金ルートにも依頼する。

(2) 瀋陽世技企業診断有限公司

2001年7月設立されたが、この会社の総経理は調査団のCPで世銀弁公室のプロジェクト部長であった。この会社の前身はJICA調査団の企業診断にも参加し、工場の生産診断能力は有している。世銀弁公室は今後企業の人材育成を重点課題としており、この企業の活用を図ろうとしている。

2.4 杭州市経済委員会

杭州市では、本格調査時の関係者が殆ど全て入れ替わった直後であり、新任者は本格調査の内容並びにフォローアップの状況について、未だ熟知していないとの事情があった為、モニタリング調査も限定的なものとなった。以下にモニタリングの結果を述べる。これは本格調査当時の関係者からの聞き取りを含んだものである。

- ① 組織の改造 本格調査の提案で組織の強化をあげていたが、杭州市は、従来中小企業を所有形態別に捉えていたのをやめて、規模別にとらえることとし、郷鎮企業を農村部の管轄から経済委員会の管轄に移した。また中小企業サービスセンターと郷鎮企業サービスセンターを一緒にし、拡大と強化を図った。郷鎮企業政策は長い歴史もあり人材も豊富であり、中小企業振興政策の体制強化に役立つと思われる。ただ、従来の中企業処および中小企業サービスセンターは創立時期で人数も少数であったことから、新しい中企業処および中小企業サービスセンターの関係者は殆ど郷鎮企業関係者になった。本格調査時の関係者は、殆ど全て栄転されており、本格調査が杭州市で高い評価を受けた結果と考える。
- ② 中小企業金融 本格調査で中小企業向け専門銀行の設立を提案した。杭州市では、専門の銀行は作らなかったが、杭州市商業銀行に中小企業融資の専門部を設けて、調査団が提案した中小企業融資の強化を図ることにした。
- ③ 投資基金設立 本格調査で投資基金の新しい方式としてLPS方式を提案した。杭州市はそのための法律の制定や手続きなどの発表を行った。市政府の投資を伴うこともあり、新しい市長などが今後の方向を決められるようになっていく。

- ④ 中小企業ネット 国家経済貿易委員会中小企業司総合処韋処長が中小企業ネット見学の際に“杭州市の中小企業ネットは都市レベルで設立された中小企業ネットとしては最も優れている”と評価されたように、中小企業が求める情報を強化している。ただ、中小企業ネットとしての予算が十分にとれず、今後どのように運営するかが課題となっている。
- ⑤ 工場診断 工場診断については、国家経済委員会、瀋陽・杭州関係者が全てその効果を高く評価している。杭州市では、経済委員会・中小企業処の責任者が新しいこともあり、セミナーでの講演者に本格調査で診断を受けた企業の工場長をあて、工場診断がいかに効果的であったかの説明を行った。

3. 成果普及セミナー

3. 成果普及セミナー

3.1 全体総括

- (1) セミナーの実施場所を杭州とし、開催日を7月3日、工場見学を4日とすることは中国側希望も入れて決定された。
- (2) セミナーの内容については、事前に日本側案を中国に送付、第1次現地訪問時に確定した。
- (3) 中国側のセミナーの講師、パネルディスカッションのパネリストは国家経済貿易委員会、瀋陽市経済貿易委員会、杭州市経済委員会と協議の上、確認し議事録を締結した。日本側からは JICA の手配で調査団の他に経済産業省九州経済産業局産業部中小企業課・古賀課長が参加した。
- (4) セミナーの講演内容は、中国側は国家経済貿易委員会が中国の中小企業政策を、瀋陽市が本調査の実施内容を、杭州市が工場診断を説明し、日本側も古賀中小企業課長が日本の地方政府の中小企業政策、調査団から渡部・小山が調査の内容、三上が振興政策、高田が金融と工場診断ということでお互いに重複をさけた講演内容とした。（第3.3章発表原稿参照）
- (5) 中国側参加者は国家経済貿易委員会、瀋陽市、杭州市以外は国家経済貿易委員会が15都市から選択した8都市からの参加を得た。（第3.2章セミナー参加者参照）
- (6) 休憩時間（午前・午後のコーヒーブレイク、昼食、セミナー終了時）にアンケート調査を実施し、それに対する回答をパネルディスカッションで行った。アンケート内容は第3.3章参照
- (7) セミナー運営のための現地再委託先選定に関し、3社から見積もりを取り浙江中浙国際展覽商務有限公司に委託した。委託内容には会場の設営、同時通訳の手配、配布資料作成のほかに中国側諸機関との連絡業務が含まれた。中国側講演者の原稿の収集や

日本語への翻訳も含まれた。会場は、調査団も入って会議場の広さや価格などを勘案して浙江中浙国際展覽商務有限公司に決定した。

(8) 工場見学訪問先については、杭州市の選択により中小企業サービスセンター内に設置された中小企業ネットワークと杭州市食品廠になった。(第 3.6 章工場見学参照)

(9) 報道機関については、中国側は杭州市の方で手配し、日本側は共同通信上海支局に依頼した。(第 3.7 章セミナーに関する報道記事参照)

(10)当初予定からの変更点

- 1) 配布資料に講演者・パネリストのプロフィールを載せる予定であったが中国側の都合で取りやめた。
- 2) パネルディスカッションで瀋陽・杭州以外の都市からのパネリストを予定したが中止した。

(11)セミナー・工場見学の成果については第 3.8 章セミナーの講評に示す。

セミナープログラム

実施日：2002年7月3日 会場：杭州之江飯店

時間	内容	発表者
9.00-9.30	受付 (資料およびアンケート表配布)	
9.30-9.45	開会の辞	国家経貿委 中小企業司 副司長 王 黎明
9.45-10.15	中国における中小企業への支援政策	国家経貿委 中小企業司 副司長 王 黎明
10.15-10.45	日本の都道府県における中小企業政策	経済産業省九州経済産業局 産業部中小企業課長 古賀 博三
10.45-11.00	休憩	
11.00-12.00	瀋陽市調査の概要と提言内容	瀋陽市調査団 団長 渡部 陽 テクニカルアドバイザー 小山 哲央
12.00-13.00	杭州市調査の概要と提言内容	杭州市調査団 団長 三上 良悌 テクニカルアドバイザー 高田 清
13.00-14.00	昼食	
14.00-14.45	瀋陽市中小企業振興プロジェクト進展状況の報告	瀋陽市経済貿易委員会 副主任 馬 廣文
14.45-15.30	杭州市中小企業振興 (謝辞) 診断後の発展と管理	杭州市経済委員会中小企業処 処長 魏 義光 および 杭州市食品廠 工場長 鄭 迅偉
15.30-15.45	休憩	
15.45-16.45	モデル都市の事例を他の地方都市へ適用することの是非と可能性の検証	パネルディスカッション
16.45-17.30	質疑応答	全員
17.30-17.45	閉会の辞	国際協力事業団中国事務所 副所長 加藤 俊伸
18.30-20.00	レセプション	

3.2 セミナー参加者

セミナー参加者のリストは以下に示す通りである。

日本側は調査団 5 名の他に、経済産業省九州経済産業局産業部中小企業課・古賀課長、国際協力事業団鉱工業開発調査部工業開発調査課・高橋ジュニア専門員、国際協力事業団中国事務所・加藤次長が参加、他に素形材センター・飯塚参与、富士テクノサーベイ(株)・山川部長も参加した。

中国側は、国家経済貿易委員会から中小企業司・王副司長、中小企業司総合処・韋処長、陶伝進博士(清華大学)が参加、瀋陽市から経済委員会・馬副主任含め7名(世銀関係者2名、サービスセンター1名、担保センター1名を含む)、杭州市から経済委員会・陳副主任を含めて16名(浙江省2名、財政局2名、物価局1名、大学4名、サービスセンター3名、担保センター1名を含む)、その他の都市としては8都市(天津、福建、北京、安徽、滁州、河北、鎮江、上海)から11名が参加した。その他に、英国大使館発展処(DFID)から1名参加した。

報道機関としては、中国側は添付リストにあるように9名が参加、日本からは共同通信上海支局・河野支局長が参加した。

中国側セミナー参加者リスト

	氏名	所属先
1	王黎明	国家経済貿易委員会
2	韋向群	国家経済貿易委員会
3	陶伝進	清華大学公共管理学院
4	馬広文	瀋陽市経済貿易委員会
5	劉岩	瀋陽市経済貿易委員会
6	于波	瀋陽市中小企業サービスセンター現代公司
7	劉征	瀋陽中小企業担保センター
8	李越力	瀋陽市世界銀行辦事処
9	楊苓	瀋陽市世界銀行辦事処
10	陳伯雄	杭州市経済委員会
11	魏義光	杭州市経済委員会
12	郭乃科	杭州市経済委員会
13	凌秋萍	杭州市経済委員会
14	沈捷	杭州市経済委員会中小企業サービスセンター
15	郭昱	杭州市経済委員会中小企業サービスセンター
16	劉燕燕	杭州市財政局

17	劉 炎	杭州市財政局
18	吳 征濤	杭州市物価局
19	余 慶新	杭州市中小企業サービスセンター
20	王 以龍	杭州サービスセンター
21	王 英	杭州商学院
22	毛 曉霖	浙江省中小企業局
23	鄭 文兵	浙江中財集団
24	管 曉永	浙江大学
25	単 雪韓	浙江大学
26	蔣 賢品	浙江工業大学
27	張 福勇	北京市経済委員会中小企業処
28	張 一平	北京市中小企業サービスセンター
29	梅 建政	上海中小企業サービスセンター
30	温 建棟	天津企業管理培訓センター
31	吳 韋人	滁州市経済貿易委員会
32	寧 建斌	滁州市中小企業サービスセンター
33	史 強	鎮江市経済貿易委員会中小企業処
34	李 良	鎮江市中小企業サービスセンター
35	陶 磊	河北省経済委員会中小企業処
36	張 鉄郎	安徽省経済貿易委員会中小企業処
37	王 豊	福建省経済貿易委員会
38	郝 愛民	英国大使館発展処 (DFID)

報道機関参加者リスト

	氏名	所属先
1	蔡 文良	経済日報
2	里 実	中国企業報
3	朱 水華	青年時報
4	詹 軍	青年時報
5	吳 薇	杭州日報
6	吳 衛敏	浙江経済報
7	王 千鈞	浙江人民広播電台
8	毛 昕	浙江人民広播電台
9	胡 晨	杭州電台

3.3 発表原稿

講演者発表内容は別添の通りであるが、概要は下記の通りである。

(1) 中国側

1) 題 目： 中国における中小企業支援政策

発表者： 国家経済貿易委員会 中小企業司 副司長 王黎明

要 約： 中国政府が展開している中小企業支援政策について説明があった。各項目は以下の通り。

- ① 管理体制整備、組織の健全化
 - a) 中小企業指導に中小企業司設置
 - b) 重要問題研究に中小企業促進グループ設立
- ② 法律政策枠組みの整備
 - a) 本年6月中小企業促進法成立
- ③ 金融と信用保証
 - a) 一体両翼三層の中小企業保証制度の設立
 - b) 融資ルートの拡大
- ④ 都市型サービス体系の構築
 - a) 10都市での各都市毎のサービスブランド作成
 - b) 経貿委に中小企業ネット設立
- ⑤ 科学技術、新製品開発の強化
 - a) 新製品開発モデル基地の選定と拡大
 - b) 生産力促進センターの成果
- ⑥ 海外と合作市場開拓
 - a) 本調査のその一環
 - b) WTO への加盟

2) 題 目： 瀋陽市中小企業振興プロジェクト進展状況の報告

発表者： 瀋陽市経済貿易委員会 副主任 馬廣文

要 約：

① 中小企業の基本状況

瀋陽市における中小企業の役割は重要で、市財政収入の 20%を占め、工業企業数の 93%、工業増加額の 44%、工業就業数の 72%となっている。

② 中小企業の抱える問題点

- 採算性が悪い、赤字企業も 23%
- 生産設備と技術レベルが低い
- 組織構造が分業・経営が分散しすぎて、協力体制が脆弱
- 経営資金不足、保証能力が低い
- 従業員の資質が低い

③ 本調査の効果

- 認識の統一と方式の転換
- 管理体制での責任分担の明確化
- サービス体系完備とネットの構築
- 企業診断による企業改善

3) 題 目： 診断後の発展と管理

発表者： 杭州市経済委員会 副主任 陳伯雄

杭州市食品廠 工場長 鄭迅偉

要 約： 冒頭陳副主任より、本格調査が中小企業振興政策への適切な提言であったこと、また、企業診断により企業の経営が改善したこと等照会あり、本格調査への謝辞が述べられた。続いて、鄭工場長より企業診断の結果として以下成果が述べられた。

- ① 販売方式の適正化により売上 20%増
- ② 製造現場管理、環境改善
- ③ 管理部門の合理化

施策は以下の通りであった。

- ① 販売方式の改善
 - 製品別販売組織設立
 - 販売責任体制整備
 - 販売地域別目標と競争の導入

② 製造現場替え、フル操業、品質安定

・ 環境が改善しイメージアップ

③ 管理部門組織簡素化、配置転換

(2) 九州産業局

題 目： 日本の都道府県における中小企業振興政策 ～福岡県をモデルとして～

発表者： 九州産業局産業部中小企業課 産業部中小企業課長 古賀博三

要 約： 福岡県の中小企業支援は商工会・商工会議所、中小企業支援センター、中小企業団体中央会の3機関の連携によって行われている。県の中小企業振興の特徴の一つとして「創造的中小企業の育成と強化」に力を入れており、このため経営基盤を強化する資金、人材、技術、情報の経営資源を支援している。また全国のベンチャーと投資家が直接対話する場として「フクオカベンチャーマーケット」を提供している。その他県内の中小企業者のためのポータルサイト「電腦商社」を持ち、海外のホームページとのリンクを行っている。また中国の関心が高い金融支援として信用保証制度、設備貸与、その他経営支援、経営革新、組織化、下請取引の概略を説明した。

(3) 瀋陽調査団（渡部、小山）

題 目： 瀋陽市調査の概要と提言内容

発表者： 瀋陽市調査団 団長 渡部陽

テクニカルアドバイザー 小山哲央

要 約： 最初に両都市共通の調査手法として、企業現場診断重視型の調査と提言の試行的実施であるパイロットプロジェクトなどの調査フローの特徴を説明した。次にパイロットプロジェクトの紹介として、瀋陽市における中小企業サービス体系の構築と育成をテーマに説明した。また、情報ネットワークを建設して活用したことを紹介した。

次に、中国中小企業発展阻害の最大課題である中小企業間接金融を取り上げ、信用保証制度を確立するための調査団の提言を紹介した。これはネットに掲載されたキャッシュフロー経営による企業経営者の教育と、信用担保センター、銀行、企業間の信用を高めるための優良企業育成プログラムであることや、他都市への普及としても推奨できるテーマであることを説明した。

(4) 杭州調査団（三上、高田）

1) 題 目： 中小企業振興政策の作成方法

発表者： 杭州市調査団 団長 三上

要 約： 中国政府の中小企業政策を参考に杭州市の経済構造、中小企業の地位などから中小企業振興分野を特定した。その分野の中小企業振興政策として①振興体制の整備、②経営環境の整備、③経営資源の改善支援とした。①振興体制の整備には、基本政策の策定、振興すべき分野の選択、振興組織の強化、人材の育成などをあげた。②経営環境の整備として、金融と投資基金をあげた。③経営資源の改善支援は中小企業に所属する経営者、技術者、労働者の教育とともに企業外に経営改善を指導する組織の必要性を提案した。

中小企業ネットワークについては、杭州市の積極的な行動で早期に立ち上げることが出来、順調に運営されているがハード面での強化など資金調達が必要なことを述べた。

投資基金アドバイザーサービスで LPS 方式を提案した。

2) 題 目： 中小企業金融問題（中小企業の当面する問題の内）

発表者： 杭州市調査団 テクニカルアドバイザー 高田

要 約： 国家独資銀行の指摘した中小企業融資の問題点等、信用担保についての銀行及び担保会社の指摘する問題点・要望などから金融上の課題を整理し、中小企業金融対策に対する提言として下記を提案した。①政府系中小企業金融専門銀行の整備、②優遇した貸付条件の容認、③貸付け対象者の選定、④信用担保組織の整備（再保険の受け皿として「事業法人」を設立）

3) 題 目： 工場診断指導

発表者： 杭州市調査団 テクニカルアドバイザー 高田

要 約： 診断対象分野について説明を行い、先ず、簡易診断カルテを用いて 50 社の簡易診断をおこなった結果を述べた。詳細診断については“診断事例集”に詳細記述していることを説明し、その中から幾つかの事例をあげて改善点を説明した。「今後の課題」として継続して実行し、更に改善していくことの必要性を述べた。

3.4 パネルディスカッション

パネリストのリストは下記の通りである。当初の予定では、瀋陽・杭州市以外の都市から2名ほどパネリストの参加を予定していたが、中国側の提案で取りやめた。

パネリスト：

中国側： 韋 向群（国家経済貿易委員会総合処処長）
魏 義光（杭州市経済委員会中小企業処処長）
于 波（瀋陽市中小企業服務中心総経理）

日本側： 古賀 博三（経済産業省九州経済産業局産業部中小企業課長）
渡部 陽（瀋陽市調査団団長）
小山 哲央（瀋陽市調査団政策アドバイザー）
高田 清（杭州市調査団政策アドバイザー）

モデレーター： 三上 良悌（杭州市調査団団長）

先ず、冒頭各パネリストから5分程度の発言を行い、パネリストの中での討議、アンケート調査への回答を含めて会場の人との討議を行った。以下にパネリストスピーチの要点を取り纏めた。

発表者：韋 向群（国家経済貿易委員会総合処処長）

要 点：

1. 中小企業それぞれの実情に立脚した助言並びに両モデル都市（瀋陽市、杭州市）共通の調査手法の採用による、中小企業を振興する上での問題点の抽出と解決策の提言
2. 緊急課題としての中小企業情報サービス体系の構築、金融支援と経営支援を一体化した体制作り、また、これら総合的サービスを提供する企業設立の必要性
3. 中小企業に対する情報不足の現状と今後のインターネットを通じた情報サービス面の改善の重要性
4. インターネットを通じて中日両国中小企業の交流と国際化
5. 日本他先進国の先例を取り入れたサービス体系作りと政府支援資金の有効活用の検討

発表者：魏 義光（杭州市経済委員会中小企業処処長）

要 点：

1. JICA 本格調査に対する評価と調査を通じた中日双方の理解と友好
2. 経営理念・企業内部管理強化の必要性の再認識
3. 日本側専門家との共同研究・検討作業を通じて、中小企業発展の為の施策作り

発表者：千 波（瀋陽市中小企業服務中心総経理）

要 点：

1. 瀋陽市中小企業サービスの現状と成果
2. 企業管理と管理責任者育成の重要性の認識
3. 今後海外展開していく上での製品品質の向上
4. 様々な中小企業向けサービス機構の中から、今後特色のあるサービス組織作り

発表者：渡部 陽（瀋陽市調査団団長）

要 点：

1. 民間も含めた日中協力体制ネットワーク構築への期待（日中東北開発協会、環日本海経済研究会、ベンチャー企業投資等の事例紹介）

発表者：小山 哲央（瀋陽市調査団政策アドバイザー）

要 点：

1. 銀行間で中小企業の信用評価情報を共有化することにより、中小企業に対する投融資の活性化
2. 中小企業向け金融貸借双方のコミュニケーションを図ることによる相互発展の可能性

発表者：高田 清（杭州市調査団政策アドバイザー）

要 点：

1. 他都市へ本調査の成果を移転する上での重要な3点
 - ①各都市の地場産業（伝統産業）を生かした重点振興策作り、
 - ②中小企業振興の為の行政組織とサービスセンターの設立とそれら資源機構の充実
 - ③中小企業の人材育成・資質の向上
2. 信用保証制度による中小企業のみならず、政府側にとってのメリット

発表者：古賀 博三（経済産業省九州経済産業局産業部中小企業課長）

要 点：

1. 日中中小企業の協力とその可能性
2. 両国のビジネス投資の緊密化
3. 全産業の中で中小企業の果たす役割の重要性

なお、各パネリストの具体的な発言内容は以下の速記議事録に記載の通りである。また、アンケート調査による質問の中で、時間の関係上パネルディスカッションで回答出来なかったものに関しては、後に取り纏め記載した。

パネリストスピーチ（速記議事録）

No. 1

国家経貿委員会 中小企業司総合処

処長 章向群

今日の会議について個人の意見を申し上げます。二年間の中小企業振興モデル都市プロジェクトは非常に成功し、その効果も著しいと思えました。このプロジェクトの実施についていくつかの意見を申し上げたいと思います。

1. まず、今回のモデル都市計画の方法は今後において非常に参考になると思えます。特に中小企業振興計画の面で、日本の派遣した国際協力事業団の専門家が調査し、中小企業のそれぞれの実情を了解した上で各企業に助言し、これは両市共に同じ方法を取りました。これは、ほかの都市が中小企業を発展させる際にも非常に参考になるのではないかと思います。また、中小企業が発展する中で一体どのような問題に直面し、それをどのように解決するかという点が非常に大事なことで、それについてまず最初に調査を行い、その解決策を見つけ出すことが重要ではないでしょうか。

2. 二つ目に、二つのモデル都市の成果からみて、中小企業に対する支援体制の問題について検討すべきでしょう。中小企業は数も多く、業界も幅広いので、中小企業の情報サービス体系を作り上げることが非常に目の前に迫っている課題ではないでしょうか。今日午前中に話されました、中小企業に対する支援体系、これは中小企業の診断、支援対策、実行計画などのデータベースを作り、それから社会が利用できるような支援サービスをひとつの体系として作り上げるべきではないでしょうか。それから金融支援と経営支援を一体化した体制を実現することが必要だと思います。もちろん現在、中小企業向けにサービスを行っているところもありますが、まだ完全な組織には至っていないので、今回の調査から見ましても、中

小企業に対するサービス事業に関するサービス機構をまとめて、総合的なサービス企業を作り上げる必要があると思います。

3. 中小企業に対する情報サービスの問題点について

中小企業に対する情報不足があり、これは日本の支援により、両市において中小企業に対する情報網を作ったわけですが、これは非常に評価できる事業ではなかったでしょうか。情報化の程度の問題の中で、企業の競争力とはその企業がどれだけの情報を持っているか、またどれだけの情報を利用できるかという点にあると思うのですが、今中国では中小企業の中で情報網を使い、それをビジネスにつなげている企業は10%にも達していません。しかし日本では小企業でも60%以上がインターネットを通じてそういうビジネスを展開しています。その点から見ますと中国と先進国との間の競争力の面での差がよく分かります。ですから中小企業に対する情報サービスの面を改善することは、非常に大事なことであり、中小企業を振興させるための措置のひとつであると考えます。特に、二つの都市共にインターネットを通じて、お互いの横の連携を持ったことは非常に重要なことです。インターネットを通じて、互いに協力し、支援しあい、資源を有効に利用する。これは効率を高める面でも非常に役に立ちますし、また企業だけでなく、政府各部門の相互協力の面でも非常に重要な意義を持ちます。

4. 今日の午前中に話されました、インターネットを利用して、日中両国間のビジネスを促進させるということも、非常にメリットのあることではないでしょうか。現在、中国国内と海外との連絡の面で非常に問題があり、インターネットを通じて中日両国の中小企業の国際化を図るという点におきましては、中小企業のサービスの発展にもつながりますし、お互いの協力によって両国の中小企業が発展する上で、非常に大きな架け橋になると思います。

5. 今日の午前中、瀋陽・杭州両都市が発表されたとおり、資金面において非常に苦しく、少なく限られた資源をどれだけ有効に使うか、どのように融資をしていくか、特に優良企業を優先してサービスを展開していくかということを考え、徐々に他の中小企業も融資を得て発展していく、またこういう振興運動の輪を、優良企業をはじめとして広げていくべきではないかということが、私が午前中の会議を傍聴して感じた意見です。日本は7年間、私の記憶によりますと1993年には既に中小企業支援法が制定され、中小企業の振興について、多くの経験もありますし、政府による金融支援もあります。また、社会において中小企業に対するサービス機構が発達しています。中小企業にとってサービスを提供してくれるというのは非常にいいことですし、中国においても重要だと思います。ひとつの企業に対し、複数の機構が社会的サービスを提供し、その企業を補助し、育成するという方法は大変良い方法だと思います。中国では現在、中小企業に対する社会サービスを、日本の先例を取り入れて、サービス体系を作り上げるか、他の方法をとるかという問題があります。また、政府による金融支援も多くないので、総合的に資金をどのように運用するかということは、私たちが真剣に考えるべき一つの問題だと思います。ですから日本の専門家の方々にもこのような点、政府からの限られた支援資金をどのように中小企業の社会化サービスの方面で有効に利用するかということについて提案していただきたく思います。以上です。ありがとうございました。

杭州市経貿委員会 中小企業処

処長 魏 義光

皆様、杭州市中小企業振興計画の合作プロジェクトは、国家経済貿易委員会の具体的な指導の下で、市人民政府の力強いご支持をいただき、市経済貿易委員会及び日本国際協力事業団の友好的な提携協力により、2000年10月から2001年7月までの約10ヶ月間を経て無事に終了いたしました。

本日、私は杭州市経済貿易委員会（中小企業処）を代表いたしまして、国家経済貿易委員会からの杭州市中小企業の発展事業への長期に亘るご指導とご支持に心より感謝申し上げますとともに今後とも今まで通り、杭州市中小企業の更なる発展にご指導とご支持を下されることを期待しております。又、日本の専門家の方々が杭州市中小企業の一部について企業診断をしてくださり、いろいろなアドバイスをくださったことに心より感謝申し上げます。

2000年7月に中日双方間で締結された「中華人民共和国杭州市中小企業振興計画調査実施要綱」と「中華人民共和国杭州市中小企業振興計画調査議事録」の確定方案、又中日両国政府首脳が合意した中小企業振興計画模範都市の調査項目により、その年の10月から正式に杭州でスタート致しました。市政府の直接指導と各関連部門の大いなる協力の下で、中日両国40人余りの専門家の共同努力により、既に無事任務達成し、一定の成果を上げました。

今回の中日中小企業振興計画の調査中、双方は両国の友好発展を念頭に、真心をこめて互いに理解し、協力し合ったお蔭で、調査の段階から順調に事が運び、最終結果も双方が満足できる成果を得ることができました。それをまとめますと：

1. 中日双方の理解と友好を深めました。中小企業の振興計画調査プロジェクトの実施中、日本側の専門家は主に経営基礎、製品開発、製造と技術、資材、仕入れと外部への受注、販売、財務、情報、国際化などの9つの面で杭州市の中小企業に診断指導を行いました。これは杭州市中小企業が市場経済の運営方式、経済国際化の発展傾向に適応していくために必要である中小企業自身の経営理念と企業内部の管理を強める面で積極的な役割を果たしました。日本側専門家の企業への積極的なサービス精神と仕事振りは、企業側から高い評価の声があがりました。調査中予想以上多くの企業、特に民营企业が調査診断の対象になりたいと申し出たことには驚きました。この様なことを通じて我々も企業側が本当に管理の大切さを認識し、実際動き始めていること、又民营企业の経営者の考え方が変化しつつあることがわかってきました。専門家の方々も中国企業は計画経済時代のままでいると認識していたのはもう遠い昔の話であることがわかり、かえって一部の中小企業は発展が早く、品質のレベルも高いことに称賛し、杭州市の経済発展には活気があって、改革開放方針が中国の経済発展にきわめて大きな役割を果たしたと高く評価してくれました。

2. より良い発展効果の促進。日本の専門家のご協力のもと、問題解決の鍵を見つけ出すことができ、視野が広くなり、認識を高めることができました。我々政府部門と一部の仲介業者も自身に存在する問題点を発見し、日本専門家の指導のもとで、どのように中小企業の発展を促進するかを具体的に研究し、考え始めました。調査期間中、当市の多くの政府部門と大学、関連の金融機構から専門人員が派遣され調査の全過程に参加して、日本の専門家と共同で中小企業の発展を促進するための施策の研究を行い、杭州市の実況に合わせて、日本企業の先進的な管理経験を学習した上で、多くの実際に実施可能な改正案を提出

しましたので日本の専門家から好評をいただきました。

3. 一部の提携協力投資項目の発見。中日双方は相談の上、中小企業の情報ネットワークを作ることを今回調査項目のパイロットプロジェクトに決めました。日本側は一部の資金と技術の面で援助してくださいました。

今回の中小企業振興調査プロジェクトの実施は、杭州市の中小企業が日本の先進的な管理経験を見習って、企業実際の現状と照らしながら企業内部の管理に力を入れ、製品のレベルアップと製品の品質を高め、原価を下げ、シェアを拡大し、企業の国際的な競争力を強め、早急に WTO の関連規則に適應するのにたいへん有効な手助けとなりました。どうもありがとうございました。

No.3

瀋陽市中小企業服務中心 總經理 于波

まず、瀋陽市中小企業にこのような場を与えてくださったことに感謝いたします。私の紹介を通じて皆さんに私どもの経験を聞いていただき、これについて様々なご意見を賜りたいと存じます。約5分間を使って紹介していきたいと思います。

瀋陽市の中小企業サービスは政府の支援の下2001年8月1日に設立されました。ここに簡単に書いてありますので、ご参照ください。

会社の趣旨は中小企業の振興を促進させることです。2001年8月1日に設立され、2003年から2005年までの間に専門的なコンサルティングを行うまでにしたいと思っております。

組織および人員の配置は画面のとおりでございます。董事会有り、その下に總經理がおります。その下に6つの部門を設定しております。

この二年間で、いくつかの中小企業のコンサルティングにおいて成果を挙げております。

まず会社内部の組織を健全化しました。

また、これらの中小企業の日常管理における問題点の解決方法などを提案しました。市場開発の面で一定の成果を挙げました。中小企業の活動にも出向いて、会議に出席しました。

それでは、会社のサービス内容についてご紹介いたします。企業の評価、また長期のコンサルタント業務です。中小企業の専門的な管理、また資金面での管理などが必要ですので、長期にわたる中小企業に対する管理・コンサルタントなどを行っています。また国際化仲介と国際サービスは現在行っている項目のひとつで、特に中国がWTOに加入して以来の重点的な事業内容といえます。またもうひとつは、企業の管理育成です。企業の管理責任者を育成すること。写真は会議の風景です。WTOに加入して以来、製品は海外にも輸出できるようになりましたが、製品品質が非常に重要なことですので、それについてISO・生産製造体系について指導を行ってきました。企業の情報化はこれから行う内容のひとつであります。会社の業績についてご紹介いたします。まず、企業の調査、またそれ以外の今現在行われているプロジェクトがございます。画面をご参照ください。今回この会議のテーマは、中小企業の社会化サービス体系をどのように整備するかということですので、皆さんが今日指摘なさいました、資金の問題。中小企業に対してどのように援助をするかということは、当社としても今度発展する中で非常に重要な問題だと考えております。多くの中小企業向けサービス機構の中でどのように中小企業に対するサービス組織をつくり、そのネットワークに入るかということが大切なことです。

No. 4

瀋陽市調査団 団長 渡部 陽

中小企業の件について、皆様いろいろお話しなさいましたが、次は瀋陽市におけるビジネス協力の面での具体的な事例をご紹介させていただきます。我々が今まで実施してきたことは一つ一つの点だけで、この点を線、また面にまで拡大することが大事なことです。

まず、東京における日中東北開発協会があります。これは民間機関ですが、中国の東北三省との間でビジネス、資金誘致、人材育成などのサービスを行っております。近年中小企業を中心としての交流がますます盛んになってきております。

また来月（8月）には瀋陽市で遼寧省内、瀋陽市から大連までの訪問旅行のプロジェクトを行う予定になっております。先ほどご紹介しました自動車の部品製造のことですが今年の3月に日本の自動車部品メーカーが瀋陽だけではなく、武漢、上海へも訪問いたしました。これは日本の自動車部品メーカーとしては初めての試みでした。彼らの訪問の目的は日本と瀋陽との交流でした。

また、日本には環日本海経済研究会というものがある、これは日本、韓国、中国、モンゴル、ロシアなどを含む環日本海の貿易経済について研究する会です。この研究会が情報ネットワークによってアジア東北地域の企業を繋げ、東北三省で木材家具、化学繊維などの産業において実際に成功を収めました。これから瀋陽市、杭州市のネットワークもこのような事にも活用できると思います。

後はベンチャー企業投資のことですが最近問い合わせが多く、日本の大手証券会社もすでに中国に大きな合弁企業を作って相談・管理のサービスを行っております。また国家経済貿易委員会も既に中国中小企業情報ネットワーク及び中国技術創新情報ネットワークを開通しています。これは杭州市、または瀋陽市の中小企業ネットワークの中でも見られますが、今度このような協力体制を持ったネットワークが増えていくことになると思います。

No. 5

瀋陽市調査団 テクニカルアドバイザー 小山 哲央

私は日本の金融企業で40年間日本の企業を相手に仕事をしました。ソニーや本田やヤマハなどの企業も全て昔は小さな企業でした。その当時、ソニーの人材募集には――それはたった2名の営業者ですが――応募する人はいませんでした。同じような事は本田にもヤマハにもありました。日本ではほとんどの大企業が小さな企業から発展してきました。発展するにしたがって技術や販売などの面でたくさん問題点ができました。私は初めから金融の仕事をやってきましたので、こんな事例はよく見ました。もし今日お話しすることができれば、参考になるかと思いますが時間があまりないので、詳しくお話できませんが関係資料を受付に渡しましたので、よろしければご覧ください。

それから私は1982年の後半から中国向けの技術面における仕事を担当しました。中国銀行、建設銀行、工商銀行また後の商業銀行、発展銀行などこの20年間、中国の銀行の発展もよく見てきました。また北京で中国人民銀行の中小企業処、民生銀行の総裁などと何度も会って中小企業の投資について、いろいろご相談を受けました。簡単にいうと中国の四大銀行は不良債権が多すぎるせいで、あまり中小企業への支援に対して積極的になれないということが現状です。実は彼らも積極的に中小企業への支援をしていくこと

を考えています。中小企業の信用評価の問題ですが、企業融資の判断の基礎として、建設銀行や、工商銀行などの大銀行は信用評価の資料を持っていますが、各銀行の間で互いに協力して共用したほうがいいと思います。民生銀行の総裁と話した時に銀行業績の70%以上は中小企業への投資による利益になったと聞きました。銀行も利益を上げるために一所懸命にがんばっています。銀行員たちの話によると、民生銀行が設立されてから6年になりますが、2年目からすでに利益を上げているそうです。また、いつも中小企業、大企業の金融処を訪ねているそうです。もし、貸借双方とも、互いに了解し、コミュニケーションしたら、最大の発展の余地が生まれると思います。

もう一つは外資企業に対する融資の件ですが、時間をオーバーしましたので、質疑応答の時にお話ししましょう。次は高田先生のお時間です。どうぞ

No.6

清陽市調査団 テクニカルアドバイザー 高田 清

今回はいろいろな提案がありまして、他の地方都市への移転の際に三つの注意事項があります。

まず、各地方は地場産業の特徴いわゆる強み(伝統産業)を考えます。どんな産業を重点として振興するか、また振興するためにどんな政策を行うかということです。二つ目は政府の方針を確定した後、行政組織やサービスセンターを設立しなければなりません。そのために資源機構を充実し、スタッフを研修、養成し、より良い人材を使ってこの事業を進めます。これは大事なことです。三つ目の、各中小企業において、いろいろな研修、教育を行い、中小企業の素質をアップさせることも大事なことです。

その他、アンケート表の中に他の都市に対して有効に利用できるかという質問がありました。この前に既にご紹介いたしました信用保証も政府にとってたくさんのメリットがあります。まず政府がどんな企業に保証を与えるかということを確認します。例えば、1億円の資金があれば、信用保証を通じて、この1億円で20億円の融資が可能であるという見通し案を作ります。又は各地方政府が一定額の資金を銀行に預託し、銀行からこの金額の3倍の協調倍率で中小企業へ融資するという案も考えられます。また投資の診断については、特に中小企業にとってこの貸付は無利子で長期の貸付の1つですので、この計画をうまく進めるため、まずは正しく診断し判断されることです。また銀行の最高の利子はたった2.2%ですが、こんな方法で80%の資金を融資できます。これも有効な方法だと思います。

私の話は以上です。では、古賀先生のお時間です。どうぞ

No.7

経済産業省九州経済産業局 産業部中小企業課課長 古賀 博三

今回、日中双方から私にたくさんの質問をいただきました。後ほどご説明いたしますが、まず、日本の中小企業と中国の中小企業と協力とその可能性についての件ですが、両国間のビジネス投資の緊密化についてはある貿易結合指標があります。先週、私が勤めている経済産業省から発表された通産白書を見ますと、日本と中国の間の貿易結合指標を表す統計が見られます。1990年の数値と2000年の数値を比べてみるとこれがかなり高くなっていることがわかるはずですが、詳しい内容は時間の都合で省略させていただきます。中国は世界の製造工場と呼ばれる通り、著しく発展しています。これこそ日中双方間に経済、貿易など協力が必要です。もっとも業界数の多い中小企業がこの面において欠かすことのできない役目を担っ

てゆくはずですが。午前中既にご紹介しました金融企業の指導及び診断についてですが、一部の施策を既に行っております。また長い間の提携協力の間、中小企業に関わる有効な経験や政策がございます。

これから、九州の例を簡単にご紹介させていただきます。九州では中小企業の提携協力は1991年から始まりました。国家科学技術委員会とある九州の財団法人を通じて、定期的な協力会議を行っております。いままでに既に10回の会議が催され、大きな成果を上げております。特に96年、97年に中小企業の技術開発及び企業間の交流をテーマとして議論が活発に行われ、(財)九州産業技術センターと江蘇省との経済提携協力、または大連市の環境モデル都市計画などの契約が結ばれました。福岡県の北九州市もまた、環境保護協議などのプロジェクトに調印しました。以上の実例からみると日本の中小企業は豊富な経験を持っており、このような経験を中国の中小企業に伝え、双方が協力すれば、双方の発展性、お互いの協調性の可能性がかなり大きくなると思います。以上です。

パネルディスカッション質疑応答(速記議事録)

No. 8

三上先生(司会者)

以上、日中双方の方々が極簡単にご紹介くださいましたが皆様何か補足及び質問がございますでしょうか?魏先生いかがですか?先ほど限りある資金を有効に利用し十分に生かすという件についてはご紹介くださいましたので、よろしいでしょうか?もし問題がなければ会場全員の質疑応答に移りたいと思います。アンケート表を通じてたくさんの注目すべき質問をいただきました。また一部の方々が今回のセミナーについての評価をくださいました。例えば、非常に役に立ちますとか意義がありますとか又は専門家たちにある問題についてもっと詳しく説明くださいなどです。ただいまよりまず質問にお答えいただきたいと思います。尚、午後王司長は所要のため、午後は欠席なさいますが王司長への質問につきましては韋処長がお答えくださることになっております。

No. 9

記者(質問)

専門家の皆様にはひとつ教えていただきたいのですが、何故最初に瀋陽と杭州をモデルとして選んだのか、その基準というかはっきりした理由などがあれば教えてください。

No. 10

加藤先生(回答)

1999年にモデル都市の選択基準について検討しましたが当時、日中双方は全国において代表的役割を持つ都市ということで意見の一致を見ました、また中国経済貿易委員会より両都市は中小企業の発展を促進させよう要望を出しました。二つとも大都市ですが、瀋陽市を選んだのは国営企業が多いからです。もう1つの都市については、経済の発展がめざましい都市ということで杭州市を選びました。これから、他のモデル都市を選択することに関しては、まだ国家経済貿易委員会と正式に会談していませんが、テスト都市ということから考えると次回の都市の特徴は瀋陽市、杭州市とは異なるだろうと思いますが、韋処長の

ご意見はいかがでしょうか。(韋処長回答：ないです)

No. 11

三上先生(司会者)

アンケート表を既に講演者の方々にお渡ししましたので、これからは各講演者より質問についてお答えください。

No. 12

韋処長(回答)

このアンケートは午前中の王司長の講演についてのものです。

「中国において、「中小企業促進法」が2003年1月から施行される予定ですが、中小企業の区分基準については國務院における企業関連の部門が決めることになっており、現在作成中だと思います。中小企業の「三つの基準」はいつ発表されるのですか?という質問に対してですが、この実施細則に係わる中小企業の基準というのは、年内に多分できると思います。二つの方法について「促進法」の中に書いてありますが、中国の国家立法基準によりますと、國務院がそれを決めることになっております。國務院が立法計画に取り入れ、それから、正式に決めることになっております。ですから、まずこの立法部門がこの点についてはっきりさせ、立法計画を作成します。一般的に考えて、一つの法律案を作るのにはある程度の時間がかかると思いますので短期間に必ずできるとは限りません。しかし、この方法を取り、國務院が近いうちにどの部門がこれに取り掛かるかを決めると思われま

(質問2,3については解答なし。)

青島市と深圳市の「既存の政府部門の調整、再編成型」と蘭州市の「サービス連合会の設立による資源先導の実現型」について具体的な紹介をしていただけないでしょうかというものでした。それについて青島市と深圳市は中小企業のサービスセンターの開設にともない、経済貿易委員会が元々あった部門を体制改革し中小企業向けにサービスを提供するように変えました。例えば、元技術開発センターが、中小企業のために技術開発の方法についてサービスを提供するようになりました。元あった展示センターは、市場開発サービスに回すことにしました。中小企業協会は中小企業に対してサービスを提供することにしました。このような改善を行う中で、それでも中小企業がサービスに満足できない場合は、政府の既存の部門から新しい部門を作り出しました。例えば、青島・深圳などの都市では、中小企業担保センターを作り出しました。これが元の事業と部門がサービス内容を変更して中小企業に提供すると共に、足りない部分について新しい部門を作り出して、中小企業に対しサービスを提供することにしました。元あった部門と申しましても、それは政府部門の資金は全く受けず自身で資金繰りをし、事業を展開しており、政府はただサービスの内容にあわせて、サービスの対象を調整だけです。蘭州市においては、連合会を作るという方法で中小企業に対するサービス体系を作り出しました。中小企業のニーズを調査した上で、中小企業の連合会を作り上げたのです。政府の中小企業関連部門、また中小企業サービス部門、一部の中小企業など、100以上の機関がひとつになって中小企業サービス連合会を結成しました。この連合会の下に5つの事業部を設けました。管理サービス、コンサルタントなど、5つの部門です。連合会内部では会費をとるとい

取りました。各サービス部門の中では、サービスを一部は無償、また一部は低価格で提供するというところを行っております。この問題については以上、簡単に説明させていただきました。

三番目の質問ですが、違った企業に対して様々な面で、中小企業の振興、発展においてどのような特別な政策が必要かという質問にお答えしたいと思います。過去の政策と申しますと、やはり国有企業の政策、集体企業の政策、高新企業の政策などがございました。しかし現在、公平な環境を作り出し、また企業間の差別化をなくすためには新しい企業向けの政策が必要だと考えます。しかし、政府が中小企業に対して振興・発展を促進させるための特別な政策も必要です。例えば、科学技術発展企業に対して政府は基金を作りました。企業の外部への発展およびサービスを提供するために国際化を図るためには、国より経済貿易事業開拓基金などを行っております。現在失業率が高くなっている中国社会において、これをどのように緩和するかという点では操業性のある企業に対して支援を行っております。操業精神溢れる企業、社員採用の活発な企業などに支援策を講じます。また、大手企業や、そこに所属する中小企業に対しても政策を考えています。ですから、将来は公平競争の環境の下で、企業それぞれにあった政策を作り出して発展を図るということを考えております。私の回答は以上です。

No. 13

古賀先生（回答）

今回は日中双方から私にたくさんの質問をいただきましたが、これから、お答えしていきたいと思いません。

一つ目の質問ですが、福岡県の信用保証協会の業務内容について、了解していただきたいと思いません。例えば、銀行のリスク分担比例はどうでしょうか？どんな手順と方法で行っていると思いませんか？詳しく説明するには、少なくとも30分はかかりますので、ここでは極簡単にご紹介します。まず、今日午前中の資料、6ページの下のテーマをご覧ください。7ページの図10からお互いの関係を表しました。まず、銀行のリスク負担の件ですが、ほとんどリスクがありません。しかし、去年12月に新しい政策が発表されました。この政策によって、金融機構も10%のリスクを分担するようになりました。他の政策ではやはりリスクがありません。各企業への調査の件につきましては、午前中ご紹介しました通り、福岡県の信用保証協会は既に50年余りの歴史があり、たくさんの経験を持ち、比較的完成された審査機能を持っています。先ほど申し上げた通り、銀行はリスクを負担しませんが、誰がリスクを負担するのでしょうか？図10をご覧ください。真ん中は信用保証協会です。その下は中小企業総合事業団ですが、その間に矢印で表示しております。この2つの機構の間に保険契約を結ばなければならないのですが、もしどこかの中小企業が借金を返せない場合は信用保証協会が中小企業総合事業団に請求を出します。その保険契約によって、中小企業総合事業団より信用保証協会に70%の保険金を支払います。信用保証協会は30%のリスクを負担します。以上が大体のリスク分担の比例です。中小企業総合事業団は国家の特殊法人です。その内容につきましては、時間の都合で、省略させていただきますが、信用保証協会は福岡県が監査しています。

次の、「福岡県中小企業支援センターは、どんな立場にあるのですか？」という質問についてですが中小企業の支援体制は3つのルートに分かれています。それぞれ、商工会・商工会議所、中小企業支援センターと福岡県中小企業団体中央会です。そのうち、中小企業支援センターは中小企業の総合的な支援機関で、中小企業に不足する人材、技術、情報などの経営資源の確保を支援しています。私の回答についてご質問なされた方が満足できるかどうか自信がございませんが、中小企業支援センターから中小企業に対し

て支援することについて、また中小企業団体中央会と産業・科学技術振興財団も他の場合でもよくご質問いただきます。

次は同じ方からのもう1つの質問、「九州または他の地方政府が中小企業を支援する動機は中国と同じですか？こうすれば地方保護主義という不正行為が起こるのではないか？」という質問について、まず動機の件については別として、日本における中小企業発展のルーツについて簡単にお話したいと思います。日本の企業の約1%が大企業で、これらの大企業を支えるのが99%の中小企業です。いわゆる一番上は大企業が、真ん中は中企業、下は小企業、最下層が零細企業というふうに、まるでピラミッドのようになっています。ですので、政府の立場から考えますと非常に大きなプロジェクトです。中小企業の立場については、中国とはやや異なると思います。その他に中小企業団体連合会についてご説明したいと思います。この件については午前中にもあまり詳しく説明いたしませんでした。中小企業団体連合会は各県毎にあり、中小企業者の組合である事業協力組合や商工組合に対して、スケールメリットの追求や経営の効率化を目指すに当たり、いろいろな相談や指導を行っています。具体的には中小企業を相互扶助の精神に基づいて組織化し、生産性や経済的地位の向上を図れるよう、中小企業団体中央会を設立し運営指導を行うほか、金融・税制・情報化や労働問題などについて中小企業の相談に応じています。政府として、もし国や政府が何かを発注する際、まず中小企業に発注するという中小企業を支援する体制をとっています。相談相手は上記のような中小企業連合会です。

次は王方さんのご質問、「福岡県はどうして信用力の低い中小企業を支援するのですか？」というご質問ですが、先ほどご説明いたしました通り、わが国の経済において中小企業は中心的な役割を果たしておりますが信用力も保証力もあまりありません。この中小企業を支えるために、資金支援を行い、小企業の資金調達を支援します。

それからまた別の方のご質問ですが、「福岡県中小企業支援センターがB to BとB to Cのサービスを提供する際、コミッションとか仲介費を取るのか」というものです。まずお答えを申し上げますと取っておりません。この中小企業支援センターは福岡県の財政支援を受けております。多分中国においてはこの支援センターについてこれから民営化になるということでのご質問ではないかと思っています。やはり情報支援を提供するには中小企業に対して必要な情報を集めることが大事なことです。最初から民営化というのはたいへん難しいと思います。初めの頃、そのシステムがまだ完成するまではやはり政府の長期的な支援が必要だというのが私の個人的な考えです。

それから、「公認会計士など専門家たちはどうやってサービスを提供しているのですか？また、それはボランティアですか？」というご質問に対してですが中小企業支援センターがいろんな専門家を中小企業へ派遣しますが、この派遣費用は、国が1/3、県が1/3、企業自身が1/3という割合で分担しています。

また、「各県の財団法人・機構は利益を上げているのか、また、経済産業局はどのように監査・管理しているのですか？」というご質問ですが、まず財団法人にとって、利益は問題ではありません。いろいろな場合によって利益を上げていますが、営利目的の組織ではありません。財団の監督・管理の面については、各県が担当しています。これは黄さんからの質問です。

次は「経済産業局の既存体制についてどう思っていますか？」というご質問についてですが、今日午前中に中小企業支援センターについて、いろいろご説明いたしました通り2000年に新しい政策を定めましたが、中小企業に対してスタートアップとして中小企業支援センターを中心にして、いろいろな支援を行っております。

次は「日本における中小企業支援システムは非常に大きなシステムで、政府の扶助資金で、どのように運営していますか」という質問ですが、わが国の全国47都道府県の各々が信用保証協会の指導・監督のもとで有効にプロジェクトを管理しています。この中には比較的好いアイデアがありますが、例えば、福岡県ベンチャーマーケットやインキュベーション室の整備などです。「政府から多額の保証金が無償で提供されていますがこれによって起こった財政負担について、どうやって解決しますか?」という質問ですが、日本では中小企業への支援金はかなり膨大な予算ですが、先ほどご紹介した通り、日本における中小企業は99%以上占めており、また今日午前中にご説明いたしました日本中小企業基本法が最近改正されて、我々としてもやる気のある前向きな中小企業を支援したいと思っております。これらの企業は日本経済を支える原動力になります。現時点で日本の経済も非常に厳しいですがそれにしてもやはり支援し続けたいと思っております。これは日本政府の考えでもあります。

また、別の方のご質問ですが、「どうして政府が従業員20人以下の小企業に対しても支援を行うか?どのようにしてリスクをコントロールするか?どうやって運営のコストを削減するか」という質問です。まず、先ほども申しましたが、日本経済を支えているのは中小企業ですので、政府がやる気のある、または前向きな企業を支援します。2つ目の「どのようにリスクをコントロールするかという質問ですが、先ほど既にリスクの分担比例についてご説明いたしましたので、この質問の答えとしても、通用すると思います。3つ目、運営のコスト削減についてですが、今日本における財政状況はたいへん厳しいので、できるだけ運営コストを抑えて、企業の積極性を発揮させます。それから、中小企業連合会についてご紹介くださいという質問ですが、先ほど既にご紹介いたしました中央会などです。

もしまた何かご質問があればお答えしますが、私の回答は以上でございます。ありがとうございました。

No. 14

章 処長 (質問)

古賀先生にひとつ教えていただきたいのですが、日本における中小企業への支援政策は、中小企業の利益達成及び政府の徴税政策にリンクしていますか。

No. 15

古賀先生 (回答)

リンクはしていません。高田さんのご意見は。

高田先生 (回答)

専門家ではありませんが、日本と中国は財政、徴税の体制が違います。日本では個人が納める所得税が大きな割合を占めています。中小企業の所得税を考えていませんが、もし中小企業が活躍すれば、中小企業に勤めている社員たちの収入が安定できるので、国に所得税を納めることができます。その点では国の財政収入に貢献していると言えるでしょう。ありがとうございました。

古賀先生 (回答)

日本には法人税についていろいろな改正・改革を試みっていますが、中小企業にとって、厳しい情勢に直

面しています。つまり、利益のない中小企業にもある程度の法人税を徴収するようになってきたのです。

No. 16

渡部先生（回答）

まず、中小企業サービスセンターの独立採算性についてもっと詳しく説明してくださいという質問ですが、今日午前中の資料、10 ページの下のほうをご覧ください。市政府は次の分野における技術支援ならびに資金投入を行う必要があります。

1 つ目、昨年、国家経済貿易委員会が経済ポイントとして技術創新サービスにかかる創業支援を行いました。これまでに 863 計画などがありました。中小企業の場合はわずかなお金が利用できますが、政府からの支援として必要だと思います。

2 つ目、人材開発教育、訓練についてです。瀋陽市での事情調査結果をみると、人材育成の事業を常に行っておりますが中小企業のため、本当の中小企業の問題に係わる専門の教育・育成がわりと少なかったように思います。こういう面ではやはり政府の関連部門からの支援が必要です。

3 つ目、瀋陽市の国有企業の中でも意欲のある国有中小企業がありますがあくまでも歴史の関係で経営について悩んでいます。政府からこのように民営化された企業への支援が必要です。

4 つ目、不良国営中小企業の整理、統合あるいは倒産のための財政手当てのことです。瀋陽市はこのような問題に対して一部の財政予算を提供しています。またこれは瀋陽市だけの問題ではないと思います。

午前中の講演中で申し上げました通り皆様のご参考になるかと思うのですが、私が北アフリカなどへ支援しに行った時の経験なのですが、政府が企業の所得税の 1% を優良企業の養成支援に振り替えたということがございました。もちろんその優良企業は評価認定されたものです。そのうちの投資基金の 20% を、教育・ソフト関係の 70% の資金支援しています。この方法はポルトガルなどでよい成果を収めました。中国で通用できるかという点についてまだ検討する必要があります。また独立採算制について中小企業サービスセンターはいろいろな苦勞をしていますけれども、これからどうやって利益を上げるかという質問について、例えば、ISO9000 認定などの品質認定システムや、WTO 加盟がきっかけとなった国際化の進行による問題解決、仲介費の取り方などを工夫しています。彼らは非常に頑張っていますので政府の支援も大切ですが、独立採算性の強化にも努力してもらいたいと思います。

ご質問の中に総合プロジェクト（マスタープラン）の内容について、もっと詳しく解説してほしいというものがあります。時間の都合でひとつだけ補足したいと思います。例えば、素形材産業などの裾野産業は、いま日本の中小企業が中国と最も活発にビジネス交流を行っております。日本と中国が互いに共存するには、まず協力し合っただけでなく、ゆくことが最も成功に近づく道だと思います。中国政府はこのような中小企業の産業の仲介業務を支援していただきたいと思います。私の回答は以上です。どうもありがとうございました。

No. 17

三上先生（司会者）

まだ回収されていないアンケート表もあると思いますが、ほとんどのご質問について以上、お答えいただきました。後は今回のセミナーについての評価ですが、例えば、今回の調査や今日のセミナーは非常に

意義があるなどといったものです。では、今日のアンケート調査はこれで終わりたいと思いますが、まだ若干時間がございますので、何かご意見・ご質問がある方は、挙手をお願いします。

No. 18

韋処長（質問）

先ほどの渡部先生のご説明について、意見を申し上げますと、日本は数年間政府の支援体制により、企業の支援体系を作り上げたというお話でしたが、この瀋陽市の振興計画においては、日本の専門家の意見では、瀋陽市中小企業振興センターの政府からの支援を廃止した上での民営化という提案がありました。中国の現状においてこのような民営化の方式をとるのはどうかと思われま。す。ですので、ある程度政府からの支援も必要ではないかというのが、私の意見です。

No. 19

渡部先生（回答）

我々は中国において中国側にたくさんの提言をいたしました。が、我々ができることは日本側の経験に基づいて提案することであり、この経験とはやはり過去のものです。つまり、品質管理・経営管理・生産管理などを通じて、企業を強化するという方法で生産を中心としております。もう1つは生産を中心としております。中国に来てから、想像とだいぶ違う所がありました。が瀋陽市を例としてみると、まず政府の予算がないということです。日本における支援政策をそのまま移行するのは、中国の実況と合わず、成功は見られないような気がします。ですので、日本側の経験と中国の実情を考え合わせた上で、バランスが取れた方法を見つけ出し、指導を行いました。先ほど政府がどの面で中小企業を支援したほうが良いということについて申し上げましたが、報告書の中でも政府の支援方法について2ページにわたって述べました。一方で中小企業サービスセンターが独立採算性を通じて経営を維持し続けることも、発展の有効的な方法だと思います。私が申し上げたことは特に政府の支援が不必要といっているわけではありません。以上ですが、韋処長、いかがでしょうか。

No. 20

千波様（感想）

日本の専門家の方々が、瀋陽市計画の中で、いろいろなアドバイスをしてくださいました。瀋陽の例で一つ良かったことは、イギリス政府からの支援や意見もいただいたことです。もちろんセンター自体が企業として生存していくことが第一ですので、そのために先程申し上げたとおりの三つの策を考えています。そのうちの1つは、センター自体の能力を高めることであり、現段階でこの第一の策を遂行するには、2つの支援が必要となります。その1つは政府によるサービスセンターに対する資金面と政策面での支援。もう1つは国際機構およびその他の財団或いは企業からの資金の投入です。これらが実現すれば、サービスセンターの能力が向上し、ひとつの企業として生存しやすくなりますし、また更に多くの中小企業にサービスが提供できるようになると考えております。ありがとうございました。

No. 21

会場の方（質問）

まず経済貿易委員会の方々ならびに日本の国際協力事業団の方々に対し、今回のセミナーに出席させていただいたことを感謝いたします。今回の瀋陽における中小企業振興計画はイギリス国際発展部からも数多くの人材および物理的支援をうけました。このプロジェクトは来年の年末に終了いたします。それは同時に資金援助も来年末で終了するという事です。ですから今この成果セミナーを通じて、成果を他の都市にも適用させていくことが重要です。瀋陽だけでなく、全国の中小企業の方々またはこの経験を互いに学び、この成果を共有するべきだと思います。国家経済貿易委員会の方が、先程瀋陽の中小企業振興センターの方が企業として生存していくための三つの方策についてお話しされましたが、これについて、完全にその他の国際機構に依存したまま運営していくのは難しく、成功したとしてもそれを持続できるものではないとおっしゃいましたが、今の時点では、既存のヨーロッパの経験による指導、または政府政策または政府機能を見直して新しい機構に移していくそういった面での指導という形の支援も考えられるのではないのでしょうか。もう一つの質問は、渡部先生がお出しになった10項目の提案をごらんになったうえで、国家経済貿易委員会の方々は今後、中小企業振興活動をどのように運営していこうとお考えですか？ありがとうございます。

No. 22

章処長（回答）

先ほどの成果普及の問題についてですが、今日出席者の方から中小企業間のコミュニケーションを活発にし、政府からの支援も視野に入れつつお互いの交流を深めていきたいという意見がございました。私もやはり今後企業間または国際機構を含めての交流を深めて成果を普及していきたいと考えております。中小企業社会化サービスの立ち上げについて、現在中国は経済体制および政府部門の役割転換しているところですので、元あった国営企業は元々政府が作り上げたもので政府の指示の下で経営してきたため、今まで直接経済にふれたことがないというところが多いです。現在政府が作り上げた国営企業は中小企業が必要としている資源を持っておりませんが、これをまだ十分に発揮できていません。このような政府による国営企業が政府とだんだん離れていって独立し民営化していくべきだと思います。中国の中小企業社会化サービスの現状においては政府が育成を促し、一部分は民営化の体制を取り入れて双方面で運営していくべきではないかと考えております。単なる国家支援だけではいけないと考えております。現在中小企業社会化サービス体系の中では中小企業への混合型サービスがあります。中小企業に対しては政府だけでなく個人団体による支援も必要だと考えます。これによってサービスの品質が高まることにもつながると思います。中国において中小企業を振興させる中で、ある程度までは政府の支援が必要だと考えております。なぜかという政府だけでなくその企業も転換期に置かれているからです。ただこれは、一定期間内——その企業が民営化に移行している間——に限ることが必要だと思います。政府機能の転換中にたくさんの協会・組合・企業が政府から経営権を引き渡された場合、現在の実力で市場の中で生き残っていくことができるかという問題がありますので、そのような政府による支援も必要だと思います。

No. 23

三上先生（司会者）

そろそろ時間が迫ってまいりましたが、今回のパネルディスカッションと質疑応答において、意見が活発に取りかわされたこと、非常に盛り上がりましたこと、非常に喜ぶべきだと思います。ありがとうございました。今日の瀋陽市と杭州市両都市の中小企業振興計画成果普及セミナーは、他の地方都市の適用、中小企業に対する政策の作成において非常に参考になる、意義深いものであったと思います。瀋陽市と杭州市の経験を他の都市へ普及させること、今後日本と中国の交流を強化することは、2つの大きなテーマです。中国国家経済貿易委員会中小企業司は国際化を進めるため、ホームページを立ち上げました。日本の貿易振興会及び他の機構も各々のホームページを持っていらっしゃいます。古賀先生から先生の所のホームページについてご紹介がありましたが一覧しければご覧ください。

明日、我々は杭州市中小企業のホームページの管理センターへ見学に行く予定でございますが、このホームページはよい所もありますがまだ改善すべき所もあるかと思っておりますので、ご見学の後、ご意見とご指導をくだされば幸いです。工場見学の件につきましては、今日ご紹介いたしました杭州食品工場へ見学に行く予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

ご来席の皆様、本日はありがとうございました。

日本帰国後、日本側発言者の回答内容を整理したものは下記の通りである。

古賀氏への質問

No.1

◆質問

日本の中小企業支援体制は非常に大きいシステムである。加えて、その大半は政府の交付金で運営をまかなう。このような状況のもと、どうやってこれらサービス機関の運営効率を保証するか？

大量に投下される政府の交付金は無償で提供される方式になる。これによって生じる財政負担について、どのようにお考えになるであろうか。

(質問者：韋向群／国家経貿委)

◇回答

1. 我が国における新たな産業と雇用を創出する担い手である中小企業が、厳しい経営環境を克服し活力ある成長発展を遂げられるために、必要な支援体制を構築しているものであり、補助金等を投入している。
2. 効率的な運営については、各県の指導の基で、自ら、または、中小企業支援機関を通して支援を行っており、経済局が管轄の県を指導監督している。

No.2

◆質問

1. どうして従業員 20 名以下の企業を対象に重点的に融資を提供するか
どうやってリスクをコントロールするか。
どうやって運営コストを削減するか。(当方の経験によるとこのようなやり方は貸付コストの増

加を招来する。)

2. 小企業連合会の組織構築および活動展開の在り方について紹介してほしい。

(質問者：史強／鎮江市経済貿易委員会)

◇回答

1. 小規模企業者は、特に資金調達力が弱いことから支援対象としている。なお、県独自の制度として100人以下の中小企業者の制度がある。
2. 設備貸与事業に係るリスクヘッジとしては、中小企業総合事業団との間で機械類信用保険が結ばれており、デフォルト額の1/2相当分をカバーしている。
3. 県が中央会に補助金を支出して指導員を配置しており、中小企業者が組合の設立指導及び種々の相談に応じている。

No.3

◆質問

中日両国の中小企業政策の区別とお互いに参考することができることについて検討すべきです。日本における中小企業の経営者に対する教育育成の経験および中国における中小企業の経営者に対する教育育成の経験は区別すべきです。(特に浙江省中小企業の発展と経済の反映に関する教育育成など)

(質問者：温建樑、(中日合作)―中国・JICA 天津企業管理培训中心)

◇回答

特にコメント無し。

No.4

◆質問

福岡県信用保証協会の業務内容の詳細を紹介してほしい。例えば、銀行とのリスク負担比率、企業調査のプロセスと方法など。

(質問者：劉征、瀋陽市中小企業信用担保中心)

◇回答

1. 本制度におけるリスク負担は、原則として信用保証協会(30%)と中小企業総合事業団(70%)が負っており、銀行のリスク負担はない。
2. 企業の審査については、信用保証協会が長年に亘る事業実績からノウハウを持っている。

No.5

◆質問

1. 福岡県中小企業支援システムにおいて、業界協会の位置付け
2. 九州や福岡県のようなブロック、または地方において、政府による中小企業支援の動機は中国と同じであるか。地方保護に偏るようなデメリットが生じる懸念はあるのか。
3. 中小企業団体連合会について詳細に紹介してほしい。特に“政府”―“企業”の関係について。
4. 福岡県による現在中小企業支援において、中小企業の経済収益を考慮する以外、中小企業の会社効果も大きく考えているか。(例：雇用創業)

(質問者：陶伝進、清華大学公共管理学院 NGO 研究所)

◇回答

1. 業界協会とは？ 基本的には、中小企業の支援であるが、組織化等においては、業界団体を支援の対象としている。
2. 中小企業の支援は、Q1 のとおり。中小企業支援施策は、中小企業庁が基本を策定しており、デメリットはない。
3. 国が発注する官公需については、法律に基づき中小企業者向けの官公需契約目標及び目標達成の措置を内容とする「国等の契約の方針」を毎年度閣議決定して公表し、推進している。また、経済局では、発注機関において事業協同組合等をより容易に活用できるよう官公需適格組合の照明灯を行っている。
4. 中小企業は、新たな産業と雇用を創出する担い手と位置付けられており、開廃業率の逆転もあり、創業・経営革新を重点的に取り組んでいる。

No.6

◆質問

1. 福岡県の中小企業振興センターは B to B、B to C のサービス提供において仲介費用を取るか。
2. 同センターはどうやって数多くの中小企業と情報収集、事業誘致、日常連絡を展開しているのか。
3. 会計士等サービス提供者はボランティアであるか。そうでない場合、どうやって集めるのか。

◇回答

1. 中小企業振興センターは、基本的に助成金で運用されており、仲介費用を取ることはない。
2. 振興センターに配置されている職員が情報収集を行うと共にHPの活用やデータベース登録企業と密接な連携を取り対応している。
3. 振興センターが行う専門家派遣事業は、原則として国・県・中小企業がそれぞれ1/3の負担を行っている。

No.7

◆質問

1. 各県の財団法人機構は儲けますか。経済産業局はどうやって監督と管理をしていますか。
2. 経済産業局は「中小企業振興計画センター」への管理はどんなところで表していますか。
3. 経済産業局は既存体制に対してどう思いますか。

(質問者：王黎明、国家経貿委 中小企業司)

◇回答

1. 財団法人は、営利法人ではないことから儲けることはない。財団の監督権限は、経済局になく県が指導監督を行っている。
2. 上記の通り。
3. 中小企業支援3類型センターは、3年目を迎え、体制整備から実績を出す時期にあると認識しており、今後とも本体制の有効運用に努めたい。

No.8

◆質問

どうして福岡県は比較的信用の低い中小企業に予算より何倍ほど多くの資金援助を提供しますか。

(質問者：王韋、福建省経貿委)

◇回答

中小企業は、間接金融により必要資金の調達を行っている。しかし、中小企業（小規模企業）は、担保等信用力が弱く対応に苦慮しているところである。

県が信用保証協会に無利子で預託し、同協会が金融機関に再預託することにより、一定額の資金で数倍の資金を中小企業者が金融機関から調達が出来るようにしている。

瀋陽市調査団（渡部団長・小山団員）への質問

No.9

◆質問

1. 両都市調査概要と提言から、中小企業界へ設立職能、提供可能なサービス等に関する内容が少ないことが伺える。
2. 政府は財政面、特に信用保証、ベンチャー投資、会社サービス体系において、どうやって中小企業を支持するか。政府の資金はどうやって参入するか。どうやって管理するか。上記方式の運営案に関する提言が不足している。
3. 仲介サービス機関の市場化推進に関する提言が少ない。

(質問者：王黎明、国家経貿委 中小企業司)

◇回答

1. 瀋陽市工商連は中小企業専門ではないが、かなり中小企業への対応もよく、提供しているサービスも充実している有力な民間団体であり、調査団は何度か訪問調査した。その調査結果は報告書に記載してある。ただし本調査のカウンターパートが経貿委であり、諸般のことを考慮し工商連に重点を置いた提言は行はなかった。
区のサービスセンターは経営者協会を支援しているが、調査団は先ず区のサービスセンターの整備を重点に指導したが経営者協会の支援は次の重要な課題であると考えます。
調査団は工商連に代わり経済開発区を提供可能なサービス機関と考え特に高技術振興、中小企業の団地への誘致サービスなどの提言を行った。
2. 中国の新しい中小企業促進法に中小企業発展専門資金の設立を述べており、具体的内容について関心が高いものと思う。
調査団は信用担保の強化を最重要に取り上げておりこのための政府の出資は優先されるべきである。
中小企業企業専門の人材・教育は殆ど行われていないので支援は重要である。
高技術の中小企業による創業支援について科技部が資金を持っているが経貿委系が持っていないこと、あるいは相互の連携がないことについて提言している。
日本のサービス体系は両都市の報告書、古賀課長の提供資料に詳しく述べられている。
また日本と中国の国情の差はかなり説明してあるが、両都市の中小企業信用担保センターおよびベンチャー資金運用担当者などにどのようなサポートが現状で必要であるかを聴取されることを薦める。
3. 瀋陽ではパイロットプロジェクトとして仲介サービス機関を第 1 テーマに取り上げたが本来の機能を発揮させるためには更に技術移転と中国側の経験の蓄積が必要である。モデルケースとし

て他の都市に紹介するにはまだ不十分であると考え。即ち一般的に日本の中小企業の海外進出は容易でないのが現状であり、中国でも一部深圳の日技城や大連に成功例があるが瀋陽市ではまだ模範となる成果には至っていない。

また現在まで中国の各都市が日本に多くの大型招商使節団を派遣しているがこのような方法のみでは仲介業務として効果が少ない。

瀋陽調査団は日本の民間仲介協会と接触して今後の発展を促したいと努力しているが、国家経貿委ならびに省、市経貿委は本課題にもっと関心を寄せてもらいたい。

また開発区使節団の活動と、経貿委系と連携が殆どとられていないことも問題である。

(回答者：渡部)

No.10

◆質問

上記3と4の報告講演は、調査の結果をよく述べました。この二つのモデル都市の状況からみると、成果は著しいです。日本の専門家から提出した問題点は主に中小企業の振興と発展に集約されています。1) 財務、金融の問題 2) 中小企業人材の育成、開発、活用の問題 3) 中国中小企業のシステムの問題が部門は、日本 JICA と経貿委の支持のもとで、上記の両都市の中小企業の人材育成を担当したことがあります。もし調査の前に育成を行ったなら、より調整を進めるのに有利となり、効果もより大きかったでしょう。提言：今後の調査内容が確定したら、的を絞った育成を最初に行うことが望ましい。後まわしにしてはならない。

(質問者：温建樑、(中日合作)一中国・JICA 天津企業管理培訓中心)

◇回答

2都市の調査報告書、企業診断事例集、中小企業ネットワーク活用マニュアルなどの内、特に企業、サービス機構にとって重要なテーマを研修の事例として取り上げる事によって有効に活用願いたい。(回答者：渡部)

No.11

◆質問

提言10項目のうち第4項目は、これら機関へ政府財政支援を止めることを指しているか、それともこれら機関の独立採算に任せるか。(質問者：郝愛民、DFID)

◇回答

提言は瀋陽市の3つのサービス機関に対して行ったものである。即ち瀋陽中小企業サービスセンター、瀋陽中小企業信用担保センターはDFIDの3年間の支援により独立採算性を目標にしているが極めて意欲的に顧客の開拓、サービス内容のレベル向上、範囲拡大を図り優れた成果を挙げている。企業の市場経済適応には指導にあたるサービス機関が市場経済化されることも必要である。他都市についてはある一定期間政府の支援が必要であると思う。またこれらの中2機関は株式制度であるが政府機関が一部の株を所有しているので完全な民営ではない。(回答者：渡部)

No.12

◆質問

瀋陽市において、市場原理で価格決定できない、(それゆえ非営利機関か政府により提供されなけ

ればならない) サービスはあるか。具体的にどんな内容であるか。杭州についても、同じ内容を聞かせてほしい。

(質問者：陶伝進、清華大学 工業管理学院)

◇回答

本日の講演資料の 10 ページに政府が支援すべき分野を述べている。1) 技術創新サービスにかかる創業支援、2) 人材開発、教育・訓練、3) 意欲ある国有中小企業の民営化支援、4) 不良国有中小企業の整理・統合、倒産にかかる財政手当て以上は企業診断時の経験に基づいている。次に現在瀋陽市の区レベルで行っている次の項目は公的機関が提供すべき内容である。

1) ワンストップサービス：諸手続きの簡素化

2) ネット活用による情報支援、IT 教育

3) 相談室：法律、経営、会計、人材紹介など

4) 簡単な仲介サービス

5) 簡単な企業診断その他の提言としては国家及び地方レベル経済開発区によるインキュベーション支援、創業支援、工業団地への中小企業誘致、海外企業誘致、技術導入支援などがある。

(回答者：渡部)

No.13

◆質問

瀋陽市の調査概要について、信用担保システムおよび情報システムのほうが多かったですが、提言内容については中小企業の診断および問題点の解決案は少なかったです。杭州市の調査概要と提言内容について、ある程度了解しました。

(質問者：于波、瀋陽現代企業諮詢有限公司)

◇回答

時間がないため企業診断の説明は杭州調査団が行った。企業診断は重要で特に日本は製造業の現場重視型診断・指導に豊富な経験と実績を持っており技術移転に努めた。(回答者：渡部)

No.14

◆質問 6

瀋陽の支援提言 10 項目の第 1、2、4、6 項目について詳細に紹介してほしい。サービス機関の民営化、株式化に関する実行可能な法案について、意見を聞かせてほしい。

(質問者：韋向群)

◇回答

時間がなく省略した。

小職の経験したことであるが、政府の中小企業支援について一般に開発途上国は財政負担が出来ず、次は北アフリカ(チュニジア)、ポルトガルの例であるが参考に紹介する。

大企業と外資系企業と、かつ産業に貢献できない不良企業を除いた全企業の 1/3 を対象に支援する。即ち近代化投資支援は 20%、知的支援(企業診断/指導、教育)は 70%国が補助をする。そのため国の機関が申請を行った企業を診断し評価の上決定する。国は長期計画目標を立てて実施する。財源は企業の法人税の 1%を使用する。

以上を経験とした瀋陽市に対する提言は報告書に詳しく述べられている。

中小企業支援機関は3種類ある。1つは中小企業を直接支援する機関(Provider)、2番目は中小企業支援の行政、調整を行う機関(facilitator)、3番目はドナー(Donor)である。

ドナーは除いて説明すると、直接支援機関は中小企業サービスセンターであり本来は株式化することが望ましい。株式化すれば競争の原理でサービスの質が向上する。

しかし利益をあげるためどうしても優良企業を顧客にする傾向となる。これは産業の発展のため好ましいことではある。しかし産業構造改革のため弱者救済を全く廃してよいとはいえない場合がある。第2の中小企業支援機関の行政、調整機関は中小企業処あるいは中小企業局である。

この機関はマクロ支援、例えば集団的な人材教育、育成とやむを得ない弱者救済、あるいは政策実施のための資金運用を行う。以上は瀋陽調査団の基本方針である。

中小企業サービスセンター、情報センターの株式化といっても一部は公的機関が株主で事業単位といわれている。瀋陽中小企業サービスセンターは収入を挙げるために次のような活動を行っている。

ISO9000 認証取得、政府機関からのFS等の調査業務の受注、仲介業務による手数料の取得、中小企業以上の企業からの業務委託などである。現在瀋陽市は上海、深圳市と比較して外国企業との合併合作は低調であるが、数年後に活発化する可能性が高い。この場合は仲介業務、通訳・翻訳、事務業務(バックルーム)などの増大が見込まれる。

(回答者：渡部)

No.15

◆質問7

9月に瀋陽で行われる「ベンチャーセミナー」の情報が知りたいです。

(質問者：劉征、瀋陽市中小企業信用担保中心)

◇回答

情報源は瀋陽中小企業サービスセンターでありそちらに問い合わせ願いたい。

(回答者：渡部)

杭州市調査団(高田団員)への質問

No.16

◆質問1

1. 両都市調査概要と提言から、中小企業界へ設立職能、提供可能なサービス等に関する内容が少ないことが伺える。
2. 政府は財政面、特に信用保証、ベンチャー投資、会社サービス体系において、どうやって中小企業を支持するか。政府の資金はどうやって参入するか。どうやって管理するか。上記方式の運営案に関する提言が不足している。
3. 仲介サービス機関の市場化推進に関する提言が少ない。

(質問者：王黎明、国家経貿委 中小企業司)

◇回答

1. 杭州市調査団は、報告書5・3・1(中小企業支援組織の整備)の項において、中小企業支援に必要な組織案図を提示すると共に、各機関が提供すべきサービスを提案している。支援組織の中核として中小企業サービスセンターを拡充し、同センターで①経営・技術情報支援②人材育成支援

③金融支援④経営・相談支援⑤ベンチャー支援を行うよう提案している。なお、これら支援の実施に当たっては、既設の中小企業技術創新センター、新技術アドバイスステーションとの連携を図ること。また、報告書3・5・2(中小企業支援担当組織の整備)において、工商会連合会の機能の拡充に関し、経営指導員を配置して①中小企業施策の普及②身近な相談業務③適正な財務諸表の作成指導④組織化指導⑤共同化の推進等のサービスを行わせ、優良な企業については、制度融資等の申請に際して推薦や税制上の優遇措置を講ずることについての検討も提案している。

2. 信用保証制度の充実のため、講演資料の10～11ページに、市主導による再保険の受け皿として「事業法人」の設立と政府の出資を提案している。信用保証制度の充実は、中小企業金融の円滑化を図るばかりでなく、財政資金の効率的運用の面からもきわめて優れた制度である。即ち、①保証対象条件(対象業種・対象設備・対象企業等)を明示する事によって政府の施策の方向に沿った融資が促進できる②資金効率が良い(例えば財政資金を原資として、1億円の制度融資を直接貸付すれば、貸付総額が1億間にとどまるのに対し、保証制度を活用すれば20億円の融資をしても、事故率5%・填保率100%の場合の財政資金は1億円で足りる)。

(回答者：高田)

No.17

◆質問2

瀋陽市において、市場原理で価格決定できない、(それゆえ非営利機関か政府により提供されなければならない)サービスはあるか。具体的にどんな内容であるか。杭州についても、同じ内容を聞かせてほしい。

(質問者：陶伝進、清華大学 工業管理学院)

◇回答

非営利機関か政府により提供すべきサービスについては、講演資料の14、15ページに経営環境の整備に関して2項目、経営資源の改善に関して6項目を取り上げ、それぞれの項目ごとに、「現状・課題」と「提言・目的と効果」を提示している。

(回答者：高田)

以上